

令和5年第9回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月19日（火曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年12月19日（火曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5	報告第2号	令和4年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第6		行政報告
日程第7		一般質問
日程第8	令和5年第6回安平町議会定例会認定第1号	令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第9	令和5年第6回安平町議会定例会認定第2号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	令和5年第6回安平町議会定例会認定第3号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	令和5年第6回安平町議会定例会認定第4号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	令和5年第6回安平町議会定例会認定第5号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13	令和5年第6回安平町議会定例会認定第6号	令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第14	発委第1号	安平町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第15	議案第1号	安平町固定資産評価員の選任の同意について
日程第16	議案第2号	安平町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第17	議案第3号	安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第4号	安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第5号	安平町道の駅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第6号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第7号	令和5年度安平町一般会計補正予算(第7号)について
日程第22	議案第8号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第23	議案第9号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第24	議案第10号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第25	議案第11号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第26	議案第12号	令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第27	意見案第1号	パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書(案)について
日程第28	意見案第2号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書(案)について
日程第29		議員派遣の件について
日程第30		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第31		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第32		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第7 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4 番	鳥 越 真由美
6 番	工 藤 隆 男

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長（多田政拓君） おはようございます。第9回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。令和5年度も残り少なくなりました。令和5年度ウクライナの紛争が収まらないところでもって新たにまた中東の方でも戦争状態が続いています。安平町、北海道、日本としましては、まだそういったことがなく我々生活していますが、早くそういった状態が解決することを望み願うばかりです。本年度の定例会におきましても年度末に向けて町民に大変重要な案件も審議される予定となっています。議員各位並びに説明員の皆様方、体調に留意をされて審議をしていただくことをお願いしたいと思っています。今年本当に気温が急激に下がって体調管理が大変ですので、油断されないよう重ねてお願いをして挨拶とさせていただきます。

会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第9回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。
本定例会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定により

4番 鳥越真由美 議員
6番 工藤隆男 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。

本年9月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに総務常任委員会の報告をお願いします。

〔工藤隆男総務常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤隆男委員長。

○総務常任副委員長（工藤隆男君） 6番工藤です。所管事務調査報告を致します。
「資料朗読」

令和5年12月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

総務常任委員会
委員長 工藤 隆男

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所管事務調査

- (1) 事 件 子どもにやさしいまちづくりについて
- (2) 日 時 令和5年11月6日（月）9時54分～11時34分
- (3) 場 所 議員控室
- (4) 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、

三浦委員、内藤委員

(5) 委員外 多田議長

(6) 出席を求めた者 教育委員会事務局 永桶次長、三上主幹

(7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結果（概要） 教育委員会事務局が所管する「子どもにやさしいまちづくり」の現状、課題、今後の進め方などについて説明を受け、復興のシンボルとなる早来学園の完成により、学校現場への子どもの権利教育（CRE）の導入と町長の公約である「子どもの権利に関する条例」の制定に向けもっと子どもが意見できる仕組みづくりの2点を新たな課題として追加した旨説明を受けました。

委員からは、まちづくり基本条例の検証結果と「子どもの権利に関する条例」を制定しなければならない安平町の課題などを条例制定の過程の中で説明をするよう意見・要望がありました。

なお、条例の制定については議決事項で全議員で説明を受け内容を精査する必要があることから、今後、本件については全員協議会において取り扱うこととしました。

以上

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。続いて議会改革調査特別委員会の報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です、議会改革調査特別委員会から報告します。

令和5年12月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

- (1) 事 件 ①議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について
②議会懇談会について
- (2) 日 時 令和5年11月22日（水）午後2時10分～午後2時47分
- (3) 場 所 総合庁舎議場
- (4) 出席委員 工藤隆男副委員長、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員
- (5) 欠席委員 工藤秀一委員、田村委員、高山委員、梅森委員長
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結果（概要）

議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について、10月31日に行った会議システムのデモンストレーションにおけるシステムの評価結果を報告するとともに、導入する会議システムについては1番評価の高かったスマートディスカッションとすることに決定しました。また、議場に端末を持ち込めるよう議会会議規則の一部改正案についても協議し、原案どおり決定したことから、委員会提出議案として12月定例会に議案提出することを決定しました。最後に議会懇談会の進め方や周知方法について協議確認を行い委員会を終了しました。

以上

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。次に議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） はい。

「資料朗読」

令和5年10月2日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和5年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- (2) 日 時 令和5年9月21日（木）16時30分～16時43分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議長室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委 員 外 多田議長
- (7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8) 結 果

令和5年第6回定例会の議事運営の反省を事件として開催しましたが、当初予定した会期内に終了し大きな課題はありませんでした。

以上

2件目は、
「資料朗読」

令和5年12月13日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和5年第9回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和5年12月13日（水）9時52分～10時52分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議員控室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 説明員 田中副町長
- (8) 事務局 木林事務局長、石塚補佐
- (9) 結 果 令和5年第9回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。

協議内容については次ページをご覧ください。

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

1 定例会提出案件

(1) 町長提出案件について 12件（行政報告除く）

①行政報告 3件 (株)北海道銀行との包括連携協定の締結、(株)常口アトムとの包括連携協定の締結、明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定締結

※その他2件の行政報告を当日配布予定

②人事案件 1件 安平町固定資産評価員の選任の同意

③条例制定改廃 5件

○制 定 1件 安平町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

○一部改正 4件 安平町印鑑条例の一部改正、安平町国民健康保険税条例の一部改正、安平町道の駅条例の一部改正、安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

④補正予算 6件 一般会計、国保、後期高齢、介護、下水道、水道

(2) 継続審査事件について 6件

令和4年度各会計決算の認定（決算審査特別委員会報告）

(3) 議会提出案件について 9件

①報告案件 2件 例月出納検査報告、令和4年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告

②規則改正 1件 安平町議会会議規則の一部改正

③意見案件 2件 議員発議によるもの

④その他議決を要するもの 4件 議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件

2 会 期 12月19日(火)から20日(水)までの2日間とし、21日(木)を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに議員発議による意見書案の提出が2件あるので、これらを日程に追加するとともに、議会開催日前までに議案及び意見書の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布することに決定しま

した。

- 4 一般質問 6名の議員から9件の通告がありました。(別紙配布のとおり)
- ※ 一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、通告内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

5 令和4年度各会計決算の認定について

令和5年第6回定例会で決算審査特別委員会に審査を付託した令和4年度各会計決算の認定については、委員会において審査が終了し、委員長から議長に対して審査報告書が提出されたので、今定例会において議長が6件を一括議題に付し、委員長に審議結果の報告を求めた後、質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行うことに決定しました。

以上

以上です。

- 議長(多田政拓君) ご苦労様でした。次に各一部事務組合議会の報告についてを議題とします。関係議員より報告願います。はじめに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

[米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手]

- 議長(多田政拓君) 米川議員。
- 安平・厚真行政事務組合議会議員(米川恵美子君) 安平・厚真行政事務組合議会議長米川恵美子より報告します。

令和5年12月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第3回安平・厚真行政事務組合議会臨時会
- 2 開催日 令和5年11月30日（木）午前10時00分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ、本臨時会の会期を1日限りと決定した後、行政報告を受け、承認案件1件及び議案2件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 承認第1号 専決処分事項の承認について（北海道市町村職員退職手当組
規約の一部変更について） 原案承認
※ 後志広域連合が加入したことに伴い規約の変更が生じたことから専決処分
したので報告するもの。
 - (2) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について 原案可決
※ 令和5年人事院勧告に基づき安平・厚真行政事務組合職員の給与に関す
る条例を改正するもの。
 - (3) 議案第2号 令和5年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第1号）に
ついて 原案可決
※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万9千円を
減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,706万5千円とするもの。
歳出補正の主な内容は、令和5年人事院勧告に基づく期末・勤勉手当の
増額と、本年4月1日付の人事異動に伴い給料、共済費、住居手当等を精
査し減額するもの。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願い
します。

〔工藤秀一胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） はい。胆振東部消防組合議会について報告致します。

「資料朗読」

令和5年12月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一
同 箱崎 英輔

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和5年第2回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開 催 日 令和5年11月21日（火）午後1時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告に続き会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本臨時会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け議事に入り、議案2件について審議を行い閉会しました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 議案第1号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
原案可決
※ 令和5年人事院勧告に基づき胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。
 - (2) 議案第2号 令和5年度胆振東部消防組合補正予算（第2号）について
原案可決
※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,434万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億438万2千円とするもの。
歳出補正の主な内容は、令和5年人事院勧告に基づく給与等の改定によ

る給料及び手当等の増額で、歳入は各町の分担金を増額するもの。

以上

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔三浦胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（三浦恵美子君） 胆振東部日高西部衛生組合議会についてご報告します。

令和5年12月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 三浦 恵美子
同 鳥越 真由美

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第2回胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会
- 2 開催日 令和5年11月28日（火）午後2時
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ次に、定例会の会期を1日限りと決定し、承認案件1件、議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果

(1) 承認第1号 専決処分報告につき承認を求める件（北海道市町村職員退職手当組規約の変更について）原案承認

※ 後志広域連合が加入したことに伴い規約の変更が生じたことから専決処分したので報告するもの。

(2) 議案第5号 胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案原案可決

※ 令和5年人事院勧告の内容を踏まえ、胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

以上

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり本日12月19日から20日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は12月19日から20日までの2日間に決定致しました。なお、議会運営委員長報告のとおり12月21日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みと致します。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5、報告第2号令和4年度安平町教育委員会事務事業点検・評価報告書についてはお手元に配布のとおりですので、以上で報告済みとします。

◎ 日程第6 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第6、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） おはようございます。令和5年第9回安平町議会定例会にご参集の皆様、大変ご苦労様です。また、傍聴にお出でいただきました皆様、そしてあびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています多くの町民の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

さて、今年を振り返りますと北海道胆振東部地震から5年が経過し、安平町の未来につながる復興のシンボルとして建設を進めてきました安平町立早来学園が4月に開校しました。長い歴史を持つ早来地区の中学校1校と小学校3校の統合により開校した新しい学び舎には子どもたちの声が響き、特に図書室まなびおは多くの人で賑わい、地域の中心となる学校として第一歩を踏み出しています。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により規模を縮小して実施してきた地域の行事やイベントも徐々に戻り、安平町最大のイベントであるあびら夏うまかまつりも2日間日程で開催することができ、秋には芸能発表会や文化祭行事なども開催できるようになるなど、町民がお友達やご家族と地域に出かける機会も多くなって参りました。その一方で、今なお続く新型コロナウイルスの感染やインフルエンザも流行していることから各自での感染予防は引き続き必要となりますが、コロナ禍前の日常が戻りつつあると実感しているところです。

安平町の観光拠点施設である道の駅あびらD51ステーションにおいてもコ

ロナの5類移行を受け、開業から4年6か月となる10月には300万人の来場を達成するなど、菜の花イベントによる集客や鉄道イベント、むかわ竜、ティラノサウルスの企画イベントなどの実施によりコロナ禍以前の状態に戻りつつあります。これまで道の駅の運営にご尽力されて来られた安平観光協会をはじめ各種イベント企画に協力していただいた多くの皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

胆振東部地震により震災以降人口減少が続いていましたが、昨年20年ぶりに転入が転出を18人上回る社会人口増となりました。今年も社会人口増の状態が続き11月末現在で104人の社会人口増加となっており、人口比較では昨年は1年間で80人の人口減少となりましたが、今年も11月末現在、昨年の12月末と比較しまして16人の人口増加となるなど、これまで進めて来たまちづくりの成果が数字として表れたものと受け止めています。また、先般新聞でも紹介されましたが、居住満足度調査いい部屋ネット町の幸福度ランキング2023において安平町が3位に入るなど、安平町としても励みになる評価をいただきましたが、安平町のまちづくりが評価され、さらに移住につながるよう引き続き安平町総合計画に基づく各種施策の取り組みを進めて参ります。

それでは早速ですが令和5年第8回臨時会以降の行政事項、当日配布の2件を含めて5件についてご報告を申し上げさせていただきたいと思います。

1件目です。株式会社北海道銀行との包括連携協定の締結についてです。安平町と株式会社北海道銀行は地域経済の発展及び地域社会の活性化を図ることを目的として、令和5年9月28日に包括連携協定を締結しましたことをご報告します。本協定の連携事項としては移住・定住の促進、空き家対策に関すること、創業支援及び地域企業の育成に関すること、ゼロカーボンの推進に関することなどについて連携して取り組んでいくこととしています。以上、株式会社北海道銀行との包括連携協定の締結についてご報告します。

続きまして2件目です。株式会社常口アトムとの包括連携協定の締結についてです。安平町と株式会社常口アトムは安平町における地方創生を実現するため相互に協力することを目的として、令和5年9月28日に包括連携協定を締結しましたことをご報告します。本協定の連携事項としては、空き地空き家の流動化に関すること、快適な住環境や住まい確保に関すること、移住定住の促進に資することなどについて連携して取り組んでいくこととしています。以上、株式会社常口アトムとの包括連携協定の締結についてご報告します。

次に3つ目です。明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定締結についてです。安平町と明治安田生命保険相互会社は緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、安平町民の健康的な生活の実現を図ることを目的として、令和5年10月3日に連携協定を締結しましたことをご報告します。本連携協定事項は（1）健康づくりに関すること、（2）生活習慣予防・重症化予防対策に関すること、（3）健康寿命に関すること、（4）その他健康増進に関することとし、安平町民が健康で長生

きできるように相互連携を図り、健康増進の実現に向けて取り組んでいくものです。以上、明治安田生命保険相互会社との連携協定の締結についてご報告します。

続いて当日配布になりますが4件目。修繕代金返還請求事件にかかる判決確定と高等裁判所への控訴についてです。令和5年第5回安平町議会臨時会において行政報告をさせていただきました修繕代金返還請求事件にかかる訴訟について、令和5年8月4日に第1回口頭弁論、9月8日に第2回口頭弁論が開かれ、11月17日に判決が言い渡されましたのでご報告します。判決の主文は1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。でありました。判決の理由の主な概要については、本工事は予算を作成して安平町議会に提案し議決により承認されたこと、本工事は指名競争入札により実施したこと、入札では最低価格で落札した業者との間で本件契約を締結したこと、本件工事完成後に本件契約に従い業者に代金を支払ったことがそれぞれ認められること、この過程において本件契約の締結やその履行行為である本件支出が財務会計行為として違法である事情は認められないという判断から原告の請求は棄却されたものです。なお、原告は令和5年11月20日付けで控訴し、今後札幌高等裁判所において審議されることとなりますが、日程等についてはまだ未定となっていますので現時点までの経過についてご報告させていただきます。以上、修繕代金返還請求事件にかかる判決確定と高等裁判所への控訴についてご報告します。

最後5件目です。エネチェンジ株式会社とのEV普通充電設備の普及に向けた連携協定の締結についてです。安平町の公共施設へのEV普通充電設備の普及に向け相互に協力し、地域社会の発展とEV充電インフラの構築及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的として、令和5年12月14日にエネチェンジ株式会社と連携協定を締結しましたことをご報告します。本協定はゼロカーボンシティの実現に向けてクリーンエネルギーと電気自動車の普及促進のため必要不可欠であるEV充電インフラの向上を図るとともに、観光振興や産業振興等の地域経済の発展、環境保全及び脱炭素社会の実現、災害時におけるEV普通充電器の無料開放に向けて取り組んでいくものです。なお、設置にあたっては経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電インフラ等導入促進補助金を活用し、令和6年度以降に庁舎や公民館等の公共施設に設置を予定し、電気自動車が乗りやすい環境整備や普及促進に努めて参ります。以上、エネチェンジ株式会社とのEV普通充電設備の普及に向けた連携協定の締結についてご報告します。

以上、当日配布の2件を含め行政報告5件について申し上げさせていただきました。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告がありましたとおり認定案件が6件、人事案件が1件、条例案件は5件で関係条例

の整備に関する条例制定が1件、条例の一部改正が4件となっています。さらに補正予算案件が6件で、これら総計18件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に認定案件6件ですが、令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定から令和4年度安平町水道事業会計決算の認定までの6件の決算認定についてです。

次に人事案件1件ですが、安平町固定資産評価員の選任の同意についてです。こちらは安平町固定資産評価員として奥田氏を推薦したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めするため提案するものです。

次に条例案件5件ですが、1件目は安平町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。こちらは令和6年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、安平町下水道事業等の関係条例の一部を改正するため、この条例の制定について提案するものです。

2件目です。安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等にかかる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し移動端末設備による交付を可能とするため、この条例の制定について提案するものです。

3件目です。安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産被保険者にかかる産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置を行うため、この条例の制定について提案するものです。

次に4件目です。安平町道の駅条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは安平町道の駅の来場者数の状況を鑑み、夏期の期間を1か月間短縮し、冬期の期間を1か月間延長するためこの条例の制定について提案するものです。

最後5件目です。安平町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行により就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことを受け、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件6件です。1件目は令和5年度安平町一般会計補正予算第7号についてです。歳入歳出それぞれ1億4440万9000円を追加し、歳入歳出総

計88億1415万3000円とするものです。

次に2件目。令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ424万円を追加し、歳入歳出総額9億1039万8000円とするものです。

3件目、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ80万1000円を減額し、歳入歳出総額1億5075万5000円とするものです。

4件目、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。まず保険事業勘定についてですが、歳入歳出それぞれ492万8000円を追加し、歳入歳出総額11億2303万8000円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、予算の組み替えにより歳入歳出それぞれ変更ありませんが、歳入歳出総額861万2000円とするものです。

次に5件目、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてです。歳入歳出それぞれ141万8000円を減額し、歳入歳出総額7億9844万3000円とするものです。

次に6件目、令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）についてです。まず収益的収入及び支出についてですが、支出は527万4000円を増額し3億2036万8000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、支出は8000円を増額し1億8325万1000円とするものです。次にたな卸資産購入限度額についてですが、予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額181万1000円を240万4000円に改めるものです。水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため、収入額と支出額は合致しません。これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。

以上で私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、事務的な事項に関することについては別添事務報告書を配布させていただいておりますのでご参照願います。補足説明することは特にありませんので以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私からは3番目の明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連結協定の締結について確認させていただきたいのですが、こちら

内容どのようなことをするかを確認させていただきたいのですが。協定を結んだ日と同日に30万3000円の寄付金を貰っているようなのですが。あとこちらの保険会社であるので医療関係者や福祉関係者ではないのですが具体的な内容が見えなかったものですから確認をとらせてください。よろしく申し上げます。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 明治安田生命との連携協定の関係ですが、今現在協定先と打ち合わせをさせていただいている中では、今のところ予定ですが健康福祉課の方でインボディ測定をやっています、あとその他に足腰しゃんしゃん教室といったものを行っている中で、明治安田生命さんの方で参加を呼びかけるポスターづくりですとか、健康に関する血压測定ですとか、他に色々な測定器をお持ちなものですから、そういったものを参加者の方に実際に測定していただいてそれぞれ健康の数値を把握していただきながら健康維持に努めていただくという、そういったことを今現在考えながら進めているところです。寄付金のことについてもお触れになっていたと思うのですが、今回30万3000円ご寄付をいただいたわけですが、今回補正予算の中にその分も計上させていただいていますが、健康増進といいますか母子保健に関する事業に使っていただきたいという指定寄付の部分がありましたので、そちらに関しては乳幼児の健診に使う体重計とか身長計とか、そういった備品関係を揃えていきたいと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 議長、聞きたいことがいっぱいあるので、項目ごとに違うので、いっぺんに言った方がいいですか、2番、3番、4番とかって。

○議長（多田政拓君） 一緒に。

○3番（小笠原直治君） いいですか。それでは2番目の株式会社常口アトムとの包括連携協定の中身なのですが、私は全国展開しているこの常口アトムとの連携をしながら空き地や空き家の流動化に関してしっかりと移住促進に向けていくことについては極めて期待を持てるし、彼らのノウハウを使いながらやっていくことがいいことだなあと思っているのですが、私従来からちょっと違和感があるのが、集落支援いわゆる空き家対策として行っているのが政策推進課なのですね、置いているところが。そうではなくて、この際常口アトムとの連

携協定を結んだ以上、本来の姿に戻って空き家、空き地の情報を把握して空き家対策協議会、空き家相談会、空き家住宅助成金を行っている税務住民課に戻してしっかりと三者が連携をしながらやっていくことが必要だろうと思いますので、その点1点どうなっているのか見解をお聞きします。

それから次に聞きたいことは今日貰いました修繕代金返還請求に関わることですが、私はこの中に訴えている側が弁護士を使わないでやっているのですね。そしてうちの方は町としては弁護士を対応していますが、今度また高裁に移行するとなった時には弁護士料を契約している範囲の中でやるならばいいけれども、結局高裁に行くとならばまた弁護士がかさむだろうと予測していますので、うちの方としては相手が弁護士立てないならうちも弁護士を立てないで受けて立つべきではないかというのが4番目です。

5番目はこれ確認したいのですが、EV普及整備の連携ということですので、将来ゼロカーボンに向けてのためにEV電気自動車設備について町内の中に設置していくことが正しい、良いことだろうと思うのですが、こうするとこれは私はこれを結んだからこの会社に設備をしてもらおうということではなくて、新たに入札をしっかりとしながらやるということなのかについてお聞きしたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私の方から最初の質問でありました常口アトムとの包括連携協定の取り組みについてです。こちらについては内容でもご説明したとおり空き家・空き地対策の流動化ということでした。この点について現在集落支援員また空き地対策協議会を担っている税務住民課といったところの役割分担についてどのようにお考えかとのご指摘だったと思います。その内容については、この空き家対策また移住促進の取り組みという観点で考えますと、まず現状としては空き地、空き家対策をどうするかという部分。今度は移住促進について地方創生という取り組みにもなりますが、安平町に移住したい方、また、家を建てたい方に対してどのような相談に乗っていくのか。そこに対してどのような空き地を情報共有していくのか。取り組みとしては役場の方ではどうしても分けていくと縦割りになってしまうのですが、町全体と考えると私ども政策推進課、また、税務住民課そして今回集落支援員ということで移住コーディネーターがいらっしゃるしまして、総合的に横断的に対応していく取り組みだと認識しています。そうした観点から今後も役場内の連携横断をしながら総合的に対策していければと考えています。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 私の方からは行政報告4番目の修繕代金の返還請求の関係で訴訟代理人、弁護士の関係でご質問いただきました。この部分については基本的な考えということで私の方からお答えさせていただきたいと思えます。一般論でいきますと裁判の部分ですので、こちらを有利に進めるという部分ではやはり法的な主張内容を理解することが必須ということになります。そこで法律知識が無ければ裁判で正しい主張また立証活動ができず不利な条件の判決が下される可能性もあります。結果望み通りに判決が進まないというケースがあるということで、ここは一般論ということでご理解いただきたいと思います。また、訴訟代理人を立てないという場合については、町長自ら裁判に、必ずここは出席をしなければならないということになりますので、町長の公務ということを現状考えますと現実ではないということで考えていまして、これから裁判にかかる阻害を少しでも軽減するために第2審においても第1審での主張、また、立証活動を熟知した顧問弁護士を改めて訴訟代理人として委任するという考えです。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 5番目のエネチェンジ株式会社とのEV普通充電器の普及に向けた連携協定に関しての、導入に関してのご質問ですが、町の方でエネチェンジ株式会社の方と協定を締結させていただいていますので、現時点で入札ということは考えていません。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 補足します。このエネチェンジとの協定を結ぶ前段で様々EVステーションの設置にあたって検討を進めてきたり、視察も行っております。このEVステーションの中でアプリを使って充電する方式とカードを使って充電する方式、こちらのエネチェンジについては両方対応が可能だということもありまして、また、この経産省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けたこの充電インフラ等の導入促進補助金を活用すると。これは町が予算を計上して設置をするのではなく、全てエネチェンジがこの経産省の補助金を活用して町の負担無しでやっていただけるということですので、これも期限があるということですので、速やかに必要な箇所を、調査を行いながら今後適切なEVステーションの設置について、ここに書いてあります公民館だったり庁舎さらには今検討していますのは札幌圏から来訪が多いキャンプ場といったところも候補地として今検討している最中です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。よろしいですね。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第7 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第7、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は一議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営副委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようにお願いいたします。なお、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるよう重ねてお願いいたします。

それでは通告順に発言を許します。はじめに2番米川恵美子議員の一般質問を行います。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川恵美子です。よろしく申し上げます。まず広報紙全般について見直しを問うということでお伺いします。広報紙あびらの発行部数を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 広報紙あびらの発行部数ですが、広報あびら、スマイルとも1回の配布につき4000部印刷をしています。その内訳ですが、直近の配布部数となりますが早来地区が1833部、追分地区が1367部、その他が190部となりまして合計3390部を配布しています。印刷部数とただいま答弁した

配布部数の差については予備分ですとか資料としての保管用としています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 発行部数ですが、これ世帯に全部配布しているのではないのでしょうか。事務報告を見ましたら11月末現在の世帯数は4020となっていますが、これ早来と追分の配布部数を計算しましたら720部が不足しています。報告されている世帯数よりも720部少ないのですが、この辺の数字の違いはどのようなのでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 配布部数については全世帯数の中でも自治会町内会に加入されていない世帯ですとか、広報の配布自体を要らないという世帯の方もいらっしゃいますので、そこら辺を除いた数字で実際に配布しているのが3390となっています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） もう1回確認させてください。町内会に加入していなかったら配布しないという、そういった考え方があるのでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 後ほどのご質問にもありますが、その配布については自治会町内会の方をお願いをしているところもありますので、基本的には自治会町内会に加盟されている世帯が対象となっています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町の広報ですからね。町内会に加入しているしなは関係ないのではないのでしょうか。町として配布しているものを、広く行政の内容とか地域で行われている内容をお知らせするという内容の広報紙ですのでね。

これは町内会に加入していなくても配布しなくてはならないものではないかなということ再度伺います。というのは町内会に配布を依頼されたらこの町内会は細かく分けて10件から15件ぐらいの班に分けて、その中で班長さん決めて班長さんが配るということになっていますが、その班長さんの負担に耐えられないということで、それなら町内会を脱退させてもらうというお話をした人がいたのですが、90歳も過ぎて高齢だということもあって町内会この配布だけでなく班長をすると町内会費だとか赤い羽根募金だとか歳末助け合いだとか色々なことで各家庭を回らなければならない、それなら負担だから町内会から脱退させてもらいたいとお話した人がいたのですが、こういう配布物が配られない、また、ゴミステーションが使えないというようなことの説明を受けた人がいるのですね。だからそれでは町民としてあまりにも差別をしすぎでないかなと。町内会に入っていようが入ってまいが町民であることには間違いないのだから、この広報紙の配布はするべきではないかと思えますけど再度いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 全体的な広報配布に限らず、地域の住民活動としての自治会町内会の加入というのは地域として必要なことではあると思います。ただ、広報配布に関しては、その配布にかかる交付金として自治会町内会にその配布にかかる負担分ということで年間交付をしていますので、加入されていない方の所に配布をしていただくという自治会町内会の負担もありますことから自治会町内会に加入されている方のみの配布としているということです。当然こちらからの配布員からの配布はしませんが、取りに来ていただければお配りはしていますし、ホームページの方でも広報の方は公表していますので、そちらの方でもご確認ができるかと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ホームページだとか見られればいいですよ。高齢だからこそ足を運んで各家庭を回ることが負担だからこそ町内会活動に参加できないと言っているのですからね。その上でホームページを見ればいいというのは、そこはあまりにも認識が違うのではないかなと思います。何らかの形で届けるとかここに置いてありますので取りに来てくださいますかね。どうしても見る手立ては作ってあげるべきではないかと思えますけど再度いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほど申しましたとおり各地区公民館等には常備していますし、当然役場支所、本所支所には在庫がありますので取りに来ていただいた方については配布をしているところです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そういう内容は知りませんよ町民の方は。どのようにしてそれをお知らせしているのか。お知らせする方法も考えていただきたいと思います。

それでは次に移ります。あびらと笑顔の1部の製作費はいくらなのか。制作過程における費用も含めて年間の制作費用を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず最初のご質問、広報あびらとスマイルの1部あたりの製作費ですが、ページ数によって金額が変わってきますので平均的なページ数で作成した場合ということでご答弁させていただきます。まず広報あびらについてですが、平均的なページ数である24ページで作成した場合の1部あたりの、これは印刷費用のみですが約52円となっています。同じくスマイルは12ページで作成した場合、約20円となっています。

次に制作過程の費用も含めた年間の費用ですが、こちらは令和5年度の予算ベースでお答えさせていただきますと、先ほどの印刷にかかる費用が広報あびらそしてスマイル合わせて年間412万800円。記事のレイアウトや割り付けなどの編集作業を行って原稿作成してもらった広報紙制作業務委託料は493万6800円。その他消耗品や作業に使用するシステムのライセンス料等が29万7000円で合計924万6600円となります。なお、今回制作にかかる費用とのご質問でしたので、配布業務にかかる委託料はこちらには含んでいません。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） せっかく配布業務の言葉がありましたので、それはおいくらなのでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 次のご質問にあります、役場から配布員の方のお宅へ広報を届けてもらう業務、配布業務がありまして、こちらをシルバー人材センターに委託してまして、その費用については令和5年度の予算ベースで78万3000円となっています。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） それで、どれだけ読まれているかということ調べたことはありますか。費用対効果ということについて考えたことはありますか。

[池田総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 配布した広報の方を読んでいるか読んでいないかということは、例えばアンケートという方法かというご質問だと思いますが、そのようなアンケートというのは私の記憶の中では今まで無かったかなと思います。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 次に移ります。役場からどのような経緯で各世帯に届くのか伺います。

[池田総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 役場から各世帯に届くまでの流れですが、まず印刷そして納品された広報紙、また、それと一緒に折り込むチラシなどを町の職員が各配布員に配布していただく世帯数分にまず仕分けをします。それを先ほど答弁しました配布業務を委託してありますシルバー人材センターの担当の方にお渡しして役場から各自治会町内会の配布員のお宅まで届けていただきまして、それぞれの配布員の方が担当している世帯に配布をしていただいているという流れになっています。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 次、制作内容に対する考え方と決定方法を伺います。

[池田総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 広報紙の制作内容に対する考え方そして決定方法ですが、このご質問については令和3年の第3回定例会において議員の方から同様のご質問をいただいた際に答弁を差し上げた内容と大きく変わってはいませんが、まず内容に関する考え方としては、まちづくり基本条例第6条の各項で定める情報提供と情報発信の規定、これに基づきまして安平町広報紙発行規則第4条の各号で定める重要な行政事務に関する事項や町政に対する民意の反映に関する事項、また、町民に周知すべき必要な事項等に関して周知をするという考え方に基づいて制作をしているところです。また、広報あびら、スマイルそれぞれにということですが、スマイルについては行事のお知らせですとか町からの周知事項、こちらの記事を中心にしていまして、広報あびらについては、その他に特集の記事というのを組んで掲載しているなど、より情報発信の方に重きを置いた内容としています。

次にその内容の決定方法についてですが、掲載するものの原稿及び資料というのを各課で整理していただきまして、その内部で決裁をしていただいて締切日までに担当である総務課情報グループの方に提出をしていただいています。広報の担当者が内容の確認そして校正をした後、データをもとに製作業務を委託している受託者の方が編集作業を行いまして、最終的な出来上がった原稿をこちらで町長の方に決裁をいただいた後に印刷を発注している流れで決定をしているところです。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 編集会議というか、どういった内容を掲載するかは事前には部内の中で検討はしないのでしょうか。担当者に任せて内容が決められていくということなのでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） まず先ほど申しましたとおり、主に広報の記事とし

ましては行事のお知らせですとか各課からの周知事項というところで各課で掲載をする内容をまず決裁をそれぞれの課内で貰うと。その原稿を広報担当の我々の方に提出をいただいた後に広報担当と制作業務受託者の方で編集会議これは広報あびら、スマイル月に2回ありますのでそれぞれ月に2回提出されてきた原稿をもとにその内容を編成会議で審議をしまして決定しています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 次にも関わりますが（5）町内の出来事と、それから事前に開催のお知らせすることの違いに対する考え方を伺いますが。これと今の答弁いただいたことと重なりますけども、町内で行われている町民生活に直接関わるような内容の記事が少ないのではないかと思います。例えば今公民館活動ではこんなことしていますとか、それから道路工事がここで行われていますとか、これから冬になりますが除雪のことはどうなりますとか、そういった直接生活に関係してくる、町民生活の利便性にも関係してくるような記事が少ないかなと思っていますので、そういったことも行われたということと、こういうことが行われるということの分け方としてお知らせする内容をもう少し細かくてもいいのではないかなと思いますけどいかがでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まずは町内の出来事また事前に開催を知らせることに対する考え方ということでまずご答弁させていただきます。以前の紙面では大きく分けまして町内であった出来事、その結果の記事がありました。また、今後開催される行事のお知らせの記事の2つの内容で大きく構成されてきました。現状においては一部重要な行政事務に関する出来事に関しては広報紙の方でも掲載をしているところですが、主に町からの周知事項、また、今後の行事等のお知らせの記事の内容を中心として広報紙を作成しています。これまで紙面でも取り上げていた出来事ですとか行事の結果については、あびらチャンネルの方の普及に伴いまして、こちらの出来事的なものはあびらチャンネルの映像で周知をしていると。今後のお知らせ、周知事項等は広報紙の紙面とデータ放送の方で周知するというように、こちらの内容によって情報発信手段の棲み分けをしていくという考え方に基づいて現在進めているところです。具体的に先ほど質問のありました行事とか工事また公民館関係の行事ですとか、あとは除雪のお知らせについては私が見る限り毎年除雪もお知らせしていますし、工事も事前にどこどこで工事が行われるという記事、原稿も見ていますし、ま

た公民館活動についてはきらりの方で周知しているところで掲載しているのかなと思っています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） お知らせしているっていうのであれば目に付きやすいような掲載の仕方ではなかったという解釈もできるのですが、そのことはさておいて次に進みます。個人を紹介する場合の考え方をお伺いします。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 個人を紹介する場合の考え方とのことですが、広報紙においては例として公職者になられた方のご紹介ですとか各種の表彰を受けられた方、また、今年度記事として復活したのですが小学校入学前のお子さん、そしてご家族の一緒の写真など様々な記事の中で個人の方を掲載しています。この考え方ですが、4番目のご質問にありましたとおり政策内容に対する考え方に基づき、考え方と決定方法に基づきまして広報紙の記事として必要であると判断した場合に、当然ですが掲載するご本人の承諾を得て掲載をしている考え方です。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは具体的に伺いますが、あびら11月号の表紙の見開きの部分の記事の内容を見てこの質問を作り上げていますが。この多数出席している事業に対して、たった一人だけ紹介されているのはどういうことなのか伺います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 広報あびら11月号の見開き、特集記事のことですが、この記事お読みいただいた方はおわかりかと思いますが、これはふるさと教育、学社融合推進事業の一環として実施した職業体験学習として早来学園の生徒さんが我々の広報の業務を体験することとなりました。具体的な内容としては、この広報作成について内容ですとか取材、記事の作成をこの生徒自らが主体的に広報の一連の作業に取り組んだというところでして、内容としては非

常に素晴らしい記事になったと思っています。その記事の中でちょうど高齢者ふれあい大学がこの生徒が来た日で開催していましたので、この広報の記事を考える時にもこの生徒さんがもともと教育委員会の事業に興味があったというところで教育委員会の職員に同行してその行事の取材をしたというところで高齢者ふれあい大学の講座に取材に行ったというところです。その中で参加された方のインタビューの記事がありましたが、これについても生徒さんの方でインタビューを受けていただける方を参加者の方にお声がけしたところ、今回記事として掲載された方のみがいいですよと受けていただきました。先ほどの個人を紹介する場合の考え方ですが、当然ご本人の承諾を得て掲載しなければいけないというところでこの方の記事となったと、インタビューをこの方に実施した内容となっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 当然本人に承諾は得ているだろうと思いますが、たった一人だったら止めたっていいじゃないですか。この事業に何人出席していたのですか。おわかりですか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） この事業については、私の方はこの取材には同行していませんでしたので何名の高齢者がふれあい大学に参加したのかは把握していません。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 広報紙を作り上げる担当者としての意見、考え方は何も入っていないのですか。全部記事を作り上げた教育委員会だとか、その子どもさんの考えのもとに記事が作られたとでもおっしゃるのでしょうか。子どもが選んだとしても担当職員としての考え方だとか、編集会議における考え方だとか、そういったものを指導するべきではないのかなと思います。相手は子どもなのですからね。だから町の方針というものをしっかりと考えた上で指導していくべきではなかったかと思いますが、もしこれ写真入りでなくて何もなければもっと何人もの感想を氏名なんかを入れなくてもいいから感想は載せられたのではないかと思いますけど、その辺のところ担当職員としての指導はしたのかどうか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず先ほど個人の方を紹介する場合の考え方のところで答弁しましたが、当然今回のふれあい大学に限らずですが、色々な行事、特集記事を掲載する中で、例えばその参加者が今回先ほど私何名参加したか把握していないとは言いましたが当然 10 名 20 名は居たのかなと思っています。じゃあその中の 1 人を掲載するからダメだとか、じゃあ全員載せなければダメだとかとなると、紙面の都合上当然全員のインタビューを載せることはできないですし、先ほど申しました個人を紹介する色々な場面のところの記事を掲載する時にも、その中の 1 人を載せたから他の方を載せないとダメだとなると記事自体が作れなくなるというところではありますので、また先ほど子どもに指導をしなかったのかということですが、当然我々はその事業に参加された方を記事にしていますので、別にこの方の個人を紹介するための記事ではありますのでそこは生徒にそういう指導をするような場面ではないと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今回の 11 月号を自分も見ても非常に早来学園の生徒が取材をして記事を起こして素晴らしい紙面だったなと思って、それに携わった担当にもそういったことを声かけした記憶があります。職業体験というのは毎年色々な民間の事業所にも行っているのですが、役場にも職業体験で来られる生徒がいます。その中で過去にはあびらチャンネルをやって、その生徒が作った内容をそのまま、当然編集はしますが放送させていただいたことも行っていますので、そういった一環だったと思っていますし、当然日にちのスケジュールの打ち合わせをしながら訪問を役場としては最大限受け入れていこうとしています。ですからちょうどいい行事がある日に来ていただければまた違う取材もできるのですが、平日の普通の日には様々な行事があつて、その日は私が出席する会議もあつてちょうど廊下ですれ違ったのでその会議も見てみないかいという形で声をかけて、そこでも写真を撮ったりしてくれました。まさしく新聞記者のような形で広報取材を行っていた。高齢者大学の話もちらっと聞きましたが、そういった取材をする時に、声をかけた時に手を挙げていただいた方が今回取材を受けていただいた方ということですので。取材に遠慮して恥ずかしいからちょっとということが多かったと思いますが、快く手を挙げて広報の取材に協力してくれた方が今回紙面に載ったと聞いていますので、今回はあくまで特集記事であつて、さらに子どもが作ったということであつて、それ

に子どもにやさしいまちづくりを進めていくという観点また子どもの視点をまちづくりに取り入れていくというCFCIの観点から言っても、この特集号について私は素晴らしいものだと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町長お言葉ですがね、私は子どもが取材してこの記事を作る一端を担ったということを批判しているわけではありません。企画的には良かったかなと思っています。ただ、なんぼ手を挙げたと言えども、一人だけを顔写真入りで紹介しなければならなかったという、どうしてそのところが私は問題だと思う。恥ずかしいとか何とかとは別に顔写真載せなくたって名前を載せなくたって何人かのコメントを載せるということもできたのではないかなと思いますので、そこを顔写真入りで紹介されているという、ただ手を挙げたのがたった一人だったというけど、そのところをどう判断したかということ聞いたのですが。何回聞いても同じ返事だろうと思いますが、今後はどうするのか伺います。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 広報紙については字だけではなく写真を多用してそのことによって多くの方に見ていただく、この表紙もそうですが。そういった紙面の作り方というのは間違っていないと思っていますし、例えばあびらチャンネルで先般表彰式があって、受賞した方に取材したいということであびらチャンネルの方が声をかけて、やはり遠慮される方が多くて、そこで快く応じていただいた方が放送で紹介されるということですから、そこら辺はあびらチャンネルの映像であっても広報の紙面であってもそこら辺の取り扱いは、当然繰り返しになりますがお本人が了解していただいた方でなければ写真は掲載しませんが、そういった中で作り上げてきたものですので、殊更この11月号だけ何か問題があるかということでは私としては繰り返しになりますが写真掲載も適切だったと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 何かの表彰を受けたとか何か特別なことをしたということでそれを掲載したことを批判しているわけではありません。たまたま誰でも良かった中で1人を紹介したということで問題にしているわけです。今後どう

記事の作り方とか紹介の仕方について考えていただきたいと思いますが、その辺のところの検討材料には私の意見も踏まえてしていただけるのかどうか、そのところは再度伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 基本的な紙面の作成の方法はただいま町長の方から
もご答弁いただきましたけれども、当然見やすい紙面、見やすい記事を考えて
上で、写真が今回不適切と言いますか載せることがなぜ問題なのかというのは
わかりませんが、総合的に判断して進めていきたいと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 広報紙の経費節減についての考え方を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 広報紙の発行にかかる経費については2つ目のご質
問でご答弁差し上げましたが、今年度の予算ベースで900万円強の経費が掛か
っています。経費の削減に主眼を置くとすれば、例えばページ数を減らすとか
紙の質を落とす、また、さらには発行回数を減らす、全て白黒にするなど様々
な手法が考えられます。また一方で広報紙の目的、趣旨というのは町民の方
にお知らせをしなければならない事項を適切な時期にお知らせをするとい
うことです。またさらにはそのお知らせを見ていただければ伝わらないこと
になりますので、見やすい広報紙、興味を持ってもらえる広報紙にしていく
ということもより重要であると認識しています。今後については経費を抑えつつも
見ていただける充実した紙面にしていくという考え方のもと進めていきたく
と思っていますし、また、そのためにより良い手法、これを研究しながら進
めて参りたいと思っています。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 経費を節減しながらより良い広報づくりをしたいとい
う考え方は私も大賛成です。ページ数を減らすというのは具体的に内容を私の方
から提案しますが、見出しも含めた字が大き過ぎます。空間を詰めること、見

出しは大きいのが必要な場合もありますが押しなべて大き過ぎます。それから空間を詰める。それから文章は簡潔に短くする、短い作文の方が難しいですよ。実際は、伝える内容だけしっかりと書こうと思ったら短い文章の方が難しいですけど。そここのところは勉強をしなくてもできるならいいですし、勉強する必要があるのであれば勉強していただかなくてはならないと思います。その勉強ということについてだから申し上げますが、表紙の部分は普通ページ数には入らないのではないのでしょうか。私も物書くのが好きで色んな所で色んな物づくりをして文章を作ったりと関わってきましたけどね。表紙をページ数に加えるということは今までは一度もなかったですけど。その辺のところはどうか、そこも勉強していただきたいと思います。

それから広告載せていますね。広告料はいくら収入として入っているのですか。もし広告を載せるのであれば表紙の裏側に一括してあびらに何件か広告が入っていますが、もっと多くの広告料をいただいて載せられるのではないのでしょうか。経費節減だけではなくて広告料をいただけることによって全体の製作費が抑えられると思います。ですから表紙の裏側に広告料をいただいた内容を載せる、以上を提案したいと思います。

それから紙質の変更ですが、お隣の自治体も紙質を変更していますし、大都市の広報紙ももっと薄い紙質で十分それで読みやすく作られていますので、そここのところはしっかりともう一度検討していただきたいと思います。以上いかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 何点か色々ご提案いただきました。字の大きさについては、より見やすい字ということで数年前にフォントを若干大きくして議会だよりと同様の15級というサイズにしています。文章を短くというところは、こちらについては普段より意識はしていますが、もう少しより簡潔に伝わるようにしていくところは意識していきたいと思っています。また、表紙がページ数に入らないというところですが、先ほどから申しているページ数は、ページというよりかは印刷の枚数というところで捉えていただければと思ひまして。印刷を発注する場合には当然表紙、ページ数というのは枚数で発行するものですので、例えば表紙がページに入らなくてもそこは1枚の紙としてお金がかかるというところですよ。

また、広告については当然有料広告ということで有料広告審査会が内部にありますので、そちらの審査会を通ったものを掲載しているところです。また、その金額については広報紙をご覧になればわかると思うのですが大きさがありません。例えば半ページ大きい広告もあれば下の方に小さい広告、その広告の大きさによって金額が変わっていますので、それは企業さんの方の申し出によ

って決定をしていますので、そこを例えば見開きの方に全部まとめるというところも紙面の都合上というところがありますので、現在の形に空いているところとか途中に入れている内容になっています。

また、紙質については我々担当の方にも毎月近隣ですとか札幌市含めた各自治体から広報紙は届いていますので、私も紙質ですとか内容は見えています。紙質についても札幌市さんですとかはもう少し薄いような紙を使っていますので、こちらはその金額ですとか節減効果というのも考えながら、また、薄くなったことによる影響もあると思いますので、紙質に限らず今申しました全ての内容を今後また勉強させていただきながら進めていきたいと思っています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今までの広報紙でいいとは思わずぜひ改革していったほうがいいと思います。それで、あびらと笑顔と月に2回発行していますが、これは1回にできませんか。そうしたら経費節減だけでなくて配達の作業をする町内会の方々の負担も減ると思いますけどいかがですか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） こちらについては、これも私の知る限りで例えば合併前の私早来町ですが、早来町でも月に2回発行してまして当時から1回にできないかという議論をしてきたところは承知しています。当然合併になってからもこの議論は進めているところですが、先ほど答弁したとおり紙面の広報紙というのは町からのお知らせ事項、周知事項、行事ですとか先ほどおっしゃられた工事ですとか、あと各種申請というところの制度の周知を中心としています。これを仮に月1回にした場合にその紙面の締め切りが例えば広報あびらであれば5日発行ですが、その原稿作成に要する日数ですとか印刷に要する日数を考えれば、前月の中旬ぐらいには原稿の方ができていなければならないというところになります。これが仮に月1回になると、そこを逃すと次の月まで周知ができないということになって制度の周知が遅れるですとか、発行した後に出てきたものという周知が難しくなるというところで、よりきめ細かに周知、制度の昨今では結構色々な制度が急に決まったりすることもありますので、月2回の発行は維持していかなければならないのかなと思っています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 日にちのことを問題にして月2回と言っていますが、だから先ほど制作内容を、町内にお知らせする時に事前にお知らせするのか事後にお知らせするのかっていうことをお聞きしたのですけど。参事自らあびらチャンネルでも周知していると言っていますので、そこは広報の仕方はもう少し工夫していただきたいと思います。

それから写真ですが、よその広報紙を見たら本当にイラストも含めてカラーなのですよね。その方がずっと見やすいです。そして内容も見出しだけ見て自分に興味があるところないところを判別して内容を確認しますので。だからそういったことも含めて広報紙の作り方についてはもう少しお勉強をしてというか今までどおりで考えないで工夫していただきたいと思っていますけど。それで今の私のこの質問には答えていただかなくても結構です。

それでは次に移りますが、広報についての基本的な考え方を伺います。広報紙の場合とあびらチャンネルの場合、両方で色んなことを広報していますね。先ほど参事もあびらチャンネルでも周知させているとおっしゃっていましたので、両方の場合の基本的な考え方を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 広報についての基本的な考え方、広報紙、あびらチャンネルということで何回かご答弁していたかと思うのですが、それぞれの目的については、広報紙については主に町からのお知らせですとか、特集の記事、あびらチャンネルについては町内で開催された催しなどの町の出来事を中心とした内容として制作しているところです。

それぞれの基本的な考え方ですが、広報紙については何度も申しているとおりの行事のお知らせ、各種制度の周知というのを中心としていまして、これは例えば掲載した行事の日時、場所ですとか、また各種制度を活用する時の申請に関する事項など、後から確認したいなというような必要となった場合にも広報紙であればすぐ手に取って見返すことができる。そのような内容のものを記事としているという考え方を基本としています。

あびらチャンネルについては町内の出来事のほか、町内のことを知っていただくPR的な番組、また、町の情報発信を中心に制作しています。2時間を1つのクールとして制作しまして、現在は新番組が大体60分ぐらい、過去に放送したものを60分を基本としていまして、その時間内に収まるような編集をしています。何をとって放送するかについても見ている方、お子さんからお年寄りまで幅広い年代の方に見てもらえるような番組を制作する考え方のもとでバランスの取れた番組の構成とするようにしているところです。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 広報する場合は町内の出来事などをお知らせする場合は、私は公平公正を旨として正しく知らせることが大事なことだろうと思っています。それで広報紙の場合は大体どんなことを載せるか、行政の重要なことを主にお知らせしたり、施策などをお知らせしたりということが主に載っているかなと思います。ですからここで私はあびらチャンネルの場合を問題としたいのですが、今池田参事が町の出来事を主な内容として幅広い年代に見ていただけるような番組づくりをしているとおっしゃいましたが、それについて具体的に伺います。例えば事業を行った時に映すその事業の内容とか行っている人、出演している人をテレビに放映するかしないかの判断はどうなっていますか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 様々な行事の放送をしています。例えば子どもさんであれば運動会とか学芸会。また、先日現在放映しています高齢者の方の芸能発表会ですとか夏にはスポーツ大会等も映しています。その中で当然全員お子さんですとかスポーツ大会に出られている高齢者の方、芸能発表会に参加された方全員の方を全て満遍なく映すことはできない場合もあります。

ただ、その中で例えば誰を映すとか、誰を移さないというような基準は当然無いというか、誰だから映す、誰だから映さないという基準はありません。番組の全体的な構成として満遍なく例えば芸能発表会であれば歌とか詩吟、踊りなど様々な演芸がありますのでそこら辺を満遍なく網羅した中で、ランダムといたらあれですがピックアップした中で放送していると。まずはそういう考え方です。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 芸能発表会だとか出演者を満遍なく映したいという気持ちがあるけど、だけど満遍なくは映していませんね。映っている人と映っていない人がいます。それで私は担当に追分芸能発表会の様子をテレビで見て担当に聞きましたら映すと映さない人の判別はどうしているのかと聞きましたら、映す必要が無いから映さなかったと、必要が無いから。時間がないから全員を映せませんではないのです。映す必要が無かったから映さなかったと。じゃあ映す必要があるかないかの判断はどこにあると聞きましたら、見栄えのする人

を映すようにしていると。そういうふうに言いました。じゃあ見栄えとはどういうことだと聞きましたら顔なのか容姿なのか、それとも衣装も含めた全体的な姿なのかと私が聞きましたら、要するに見栄えする人だと。そういう言い方をした上で池田参事に電話が替わったのですけどもね。私は芸能発表会に2曲ご披露しています。2回ともテレビに映っていません。私はいいです。私は見栄えがしなかったから映してもらえなかったのだなど、私はそれでいいのですが、他の方で映っていない人たちもいるということを考えて時に、この返事でいいのかなと。私身近な友達にお話したらびっくりしてしまいましたよ。公僕たるものがこんな差別をするようなそういう仕方番組づくりしているとはびっくりだねってお友達はそう言っていましたので、それでそのことをもう一度考えていただきたい。

時間が無いので次に進みます。それから高齢者の芸能発表、老人クラブ連合会の4年ぶりに芸能発表が行われましたけどもその芸能発表の様子はテレビで取材していなかったと言っています。前に町長は町長も編集会議に入っただけで、どういうものを放映するかを、そういう内容は町長の方でもチェックすると言っていました。町長はその芸能発表会の様子は映さなくてもいいという判断だったのかどうか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 全ての取材するところをチェックしているのではなくて、例えば昨年でしけば成人式だったり出初式だったり、そういった主要行事については取材してくれということ当初に指示しているので、そういった中で全てに取材に行っていないところはあろうかと思っておりますので、そこら辺については来以降、当然バランスも考慮しながら取材していくものだと思っております。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） わかりました。町長もやっぱり高齢者の芸能発表はテレビで放映するという、そのことについての判断は町長も必要無いと思ったということですね、わかりました。

それでこれ町民からのご意見ですが、町政のお知らせがテレビに映っている時に詳しくはホームページでお調べくださいみたいなことを言う場合があるけど、高齢者はほとんどホームページを見ていませんのでね。そのことについては、お知らせするならもうちょっと詳しくお知らせしていただきたいと思っております。これもお願いしておきます。

それで2件目ですが、ぬくもりの湯の休業原因と管理について。これは簡潔にずっと管理の在り方、ガーデニングホールの結露防止などこれら簡潔にお願いしたいのですが。

私は一番最後に提案したいのは、営業再開した時にこれだけ5か月もの間町民が迷惑を被っているのだから何らか町民にお詫びのしるしというか反省を含めて何かサービスをしていただくようなことができないかなど。例えば3月1日が開業日と聞いていますので、前日ぐらいに準備ができれば町民に何か入浴をしていただくとか何らかの方法がとられないのかどうか具体的に伺います。

[大窪総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） 休業に伴う町の赤字額、負担額をご説明します。使用料が減りますのでそこから歳入から歳出を引きますと、この5か月間で44万9000円の町負担が出てくるという判断でして、担当としてはこの赤字を何とか埋めたいということで継続してオープン記念から3か月間、第2、第4火曜日も休まず営業して収入を目指したいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私はぬくもりの湯の休業原因、これは職員も万能ではないので多少落ち度がある、気が付かなかったことがある、これはあえて責任は追及しませんが、これだけ迷惑を町民の財産である浴場の管理に不行き届きがあったというその反省も込めて財政的にちょっとは苦労があるかもわかりませんが、何らかの町民にお詫びのしるしみたいな形で何かしてあげられないかなと思っていますが、この町民の財産であるお風呂の管理の最高責任者である町長の考えはどうでしょうか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） あと50秒しかないのでちょっと説明が丁寧にできませんが、ぬくもりの湯については令和4年の決算でも当然圧倒的に収入の方が少ない施設ですので、ですからここで営利を目的にしている施設ではないと。ですから赤字がどうだという議論にはここは当たらない施設だと前段申し上げておきたいと思います。あと今回利用者に長期間にわたってご不便をおかけしていることは認識しています。ただ、大規模な工事になりましたのでそこはご

理解いただきながら3月1日からの開業を今日指していますが、考え方としては前日、もう完成していればそこを無料開放といったところも考えていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩解いて会議を開きます。休憩前に引き続き一般質問を行います。3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.2 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。11月22日の全員協議会において安平町デジタル田園都市国家構想戦略案が私たちに説明をされました。私の感覚では施策の方向と進め方は変更されるものではなく、創生戦略、行革2022、後期基本計画を踏襲されデジタル技術の活用が強調されたものではないかと認識をしています。今回は安平町が推進するデジタルトランスフォーメーション含めていくつかの質問をさせていただきます。

質問1、職員のDXに対する認識共有、気運醸成に向けてどのように体制構築を図ってきたのか伺います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） デジタルフォーメーションいわゆるDXですが、この推進に対する職員の気運醸成や体制の構築についてというご質問です。本年

8月に完成しました安平町デジタルトランスフォーメーション推進計画書の策定にあたりましては、昨年度より庁内、役場の中に安平町自治体DX推進計画策定組織体制を整備して進めて参りました。まず計画策定の方針を決定する理事者会議がありまして、それを各課に周知して進めていく課長参事等会議、そして各グループリーダーを中心としたDX推進ワーキンググループ、さらに住民サービスを担当するグループを中心とした住民サービスDX検討サブワーキンググループというこれらの体制を構築しました。また、昨年10月には全職員に対してそれぞれの業務量の調査、それとデジタル化に関するアンケートを実施しまして、これらの結果の分析をもとに原案を作成して先ほどの各組織においてそれぞれの役割の中で討議をいただきまして計画案を作成しました。その後、今年度において未来創生委員会とか行政改革推進委員会そして議会全員協議会、パブリックコメントを経て計画の方を内容審議いただき決定しまして、その計画に基づいて今年度より事業を実施しているところですが、事業の実行にあたりまして事業の担当課とは都度情報の共有と打ち合わせを実施しながら進めているところです。なお、現在進めているところですが庁舎内に各分野ごとにおけるDX推進のためのワーキンググループを設置して今後実行に関しての討議をしてもらい、それぞれの職員の柔軟な発想により施策が実行可能となるような体制を構築して参りたいと考えています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今よく言われてきたのは地方公共団体のデジタル化を進めていく上でDX専門人材不足が課題として指摘をされてきていました。当町においては人材を確保されていると認識をしてよろしいですか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 現在情報グループの方で主に担当している職員が情報も10年以上になるかと思いますが、情報担当として採用された職員がデジタルの方に強いというところで中心となって進めているところを鑑みますと、完全ではないですがある程度の推進体制、職員の体制は確保できているのかなと思っています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） デジタルシステム導入には実際的にはITベンダーなどの外部業者が役場のシステム運用を行っていると思いますが、ITベンダーは今どこの会社を使っているのか、差し支えなければ教えていただきたいと思えます。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
○総務課参事（池田恵司君） 現状で申しますと、各課において様々な業務を行う中で独自のシステムがそれぞれ入っていますので、個別なシステムについては色々なベンダーの方、ベンダーのシステムは使っていますが、基幹となるシステムがありまして、そこは本町については自治体システム協議会という協議会が北海道内全69団体が加盟している協議会がありまして、こちらの方のシステムを使っていますので、ベンダーというか協議会が中心となっているかなと思っています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） そうすると所謂メーカー、ITベンダー両方やっている大手5社と言われる電通だとかNTTだとか日本IBMとか、そういう大きなところが基本という認識とっていてよろしいですね。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
○総務課参事（池田恵司君） そうですね。今おっしゃられた中で使っていないところもありますが、システム協議会の方で委託をしているベンダーの方を各団体、加盟団体が使っているところです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） それでDXの推進にはセキュリティ対策の徹底は重要なことでありまして、セキュリティ対策で具体的な対応策を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まずセキュリティ対策につきまして、ハード的な部分またはソフト的な部分両面あると思いますが、まずソフト的な部分で申しますとこれはDX計画以前からあるものですが、安平町情報セキュリティ対策の実施要綱、規則がありまして、それに基づいて各職員それぞれがセキュリティを実施するのが人的な部分の対策をまずしています。また一方、ハード的な部分、例えばネット回線を介したセキュリティの部分で申しますと、先ほど申しましたシステム協議会の方の回線を通じて各システムを稼働していますので、そちらの方での対策を実施しているところです。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 当町にはセキュリティに関する規則や実施要綱が作られていますから、これについては把握しているのですが、今実態論として地方自治体、先ほど池田参事が言ったとおり繋がっていますから、ネットワークに相互接続をして一部の団体で何かが発生したらIT障害が起きると。それが他の団体いわゆる安平町にも連鎖的に拡大する今のネットワークシステムの可能性は否定できないだろうと思っているのです。これらの状況において情報セキュリティ対策の実効を高めるとともに、対策レベルを一層私は強化していかなければならないだろうと思っているのです。それでセキュリティ対策で過去に絶対安全ということはないことから、セキュリティに関する障害、事故及びシステム上の欠陥、未然防止のみならず重大なインシデントが発生する場合の拡大防止、迅速な復旧や再防止を速やかに対応できる対策は講じられているのかということとして。先ほどハードの面については大手の会社の中でやっていくということですが、そんな意味ではソフトの面も含めて、それに対して具体的にしっかりとした体制を整えているのかお聞きします。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） ハード的な部分については今議員がおっしゃったとおりですが、ちょっとハード的な部分に関連してきますが、それぞれ職員が使う上でのセキュリティ対策。やはり人間ですのでちょっとしたミスが重大なインシデントにつながるのとは否定できないですので、ネット回線以外のこの庁舎内のネットワークの中でも、例えば一例を申しますとデータをやりとりするUSBがありますが、外部機器を自分のパソコンに差すことも現在全て制限をしまして、認められたもの以外は差せないようにしていますとか、庁舎内部のハード的な対策をしています。また、毎年新人職員、採用になった際に職員研修の一環でセキュリティ対策も含めてそちらの情報教育も実施していま

す。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私はそういう面では絶対的に支障が起きないかということとは言い切れませんから、その時私はいわゆる復旧まで行政事務を滞りなく遂行され、住民のサービスの一部停止や停滞が起きずに職員がエリアを超えて十分に対応できる体制をしっかりと確立していけるのか確認したいと思ひまして、その点いかがですか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） そのような事態が起こらないような防止策、予防策を普段からやるのは当然ですが、万が一ということは当然ありますので、その場合においても先ほど申したとおりシステムに関しては協議会のものを使っていますので、そちらでの対応ということになるろうかと思いますが、私以前、現在の部署にいたことがありまして、その当時にも実は何回か1回か2回ぐらいそのような事態がありました。1日ぐらい業務が滞って、全庁的な業務がストップしたことがありました。そういった経験も踏まえて、そこら辺の対応策はその経験を活かしながらやっていけるのではないかなと思っています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これからDXが進むわけですから色々なネットワークがつながり、色々な回線がありながらいわゆるデジタルが進んでいくという意味では考えられないことがたくさん起きてきますから。と言っても止まっている間は行政業務というわけには、一般の会社とかJRとか含めてストップというわけにはいきませんから十分職員対応でできるような体制を十分よろしくお願ひしたいと思っています。

2番目に入ります。自治体DX推進計画の目的をどう捉えているのか伺います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 政府が策定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、自治体DX推進の目的としてデジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化と示されています。デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を活用した社会変革という意味ですが、これを推進するということは現在のデジタル技術を最大限に活用することで行政サービスにおける町民の方々の利便性の向上が図られるとともに、我々職員の業務の効率化を進めて職員の人的資源を行政サービスのさらなる工場につなげることで、よりきめ細かなサービスの提供が可能になる目的であると捉えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今池田参事が言ったように、そのとおりに実は私も捉えていたのです。でも国のやることが本当にそうなのだろうか。もっと違う目的があるのではないかとということでデジタル社会形成基本法についてちょっと調べたのですが、その9条にいわゆる真の目的が明確に書かれているのですね。それは何なのかということは、やはり地方自治体における一部業務の委託、行政職員の削減の進捗を促すという国民には公正な給付と負担のための環境整備を中心とした政策を行うと書かれているのですね。だから今参事が言ったとおり、いわゆるデジタルで作業効率化を図った部分をどうやって住民に返していくのかというのではなく、徹底した人件費削減を国は目指しているのかなと。それと国民には公正な給付を貰うならばそれなりの負担をしてくださいねということなのです。これどういう意味なのかなとちょっと私なりの理解でいくと、お金を貰うならそれなりの負担というものはデジタル情報器具等含めて自ら買っていくのですよということが陰にあるのかなと思っているのですね。だから私は当町としては今池田参事が言われたことをしっかりとやっていくということでいくと、決して安易に行政職員を減らしていくとか、安易に町民に負荷をかけていくというものではないということで認識してよろしいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 私どもが作った安平町DX推進計画も先ほど私が申したような目的で作っていますし、人員削減等がありきではなく当然業務の効率化によって、余ったと言ったらあれですが、余裕ができる人的資源をより住民サービスに使えるような内容で策定をしていますので、この計画に沿って進

めていきたいと考えているところです。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） わかりました。そのとおりに遂行していただきたいと思うのですが、その中で町民に対していわゆるデジタル技術の習得を押し付けるものではなく、あくまでも町民の考え方によって進めていくという視点に立っているということでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） デジタル化を進めていますが、これに関しては全ての方がデジタルでやらなければいけないという考え方のもとで進めているものではありませんで、当然使える方、使えない方がいらっしゃいますので、使える方はより便利に使っていただく、使えない方に対しては先ほどの人的資源を活用してそちらのサポートをしていく。どちらの方もデジタル化によって恩恵を受けられるような施策にしたいと考えているところです。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは3番目に入ります。総務省が自治体の情報システム標準化、共通化として2025年度を目標に基幹系17業務のシステムについて国が指定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する動きがありますが、基幹業務17業務とは何なのか。それによって何が変わっていくのか伺います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化ですが、現在各自治体ごとに独自に導入している基幹系業務のシステムを2025年までに国が定める標準仕様を満たしたシステムに移行することとされています。この基幹系業務は何なのかということですが、当初これらは17業務ということでありましたが、2021年だったと思いますが、そこから3つ増えまして現在全部で20業務となっています。ちょっと長いですが20業務を言いますと、具体的に住民基本台帳、国民年金、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、しょうがい者福祉、後期高齢者医療、

介護保険、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、生活保護、健康管理、就学、戸籍、戸籍附票そして印鑑登録。この20業務の基幹システムとなっています。

この基幹業務システムを標準化することによって何が変わるのかというご質問ですが、まずは行政運営の効率化が図られることが1つあると思います。システムが標準化されるということは、これまで各自治体ごとにそれぞれ半ば慣習的に行ってきた業務の進め方も標準化される場所ですので、効率的な業務の遂行が実現できることが期待されています。そして業務の効率化が図られるということは、先ほど何回か答弁しましたが行政の人的資源を他の行政サービスの向上に利用できるということです。住民サービス、また、住民の利便性の向上につながると考えています。

それともう1つは各自治体が独自に導入していたシステムがこれが標準化されることによりまして、システムの運用コストが低減され、将来的な財政負担の軽減も見込まれることも期待をされています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、独自で活用したシステム管理が不要になり、一元化というか共通化することによってそれらの無駄なことが無くなるという言い方をしているのですが。そうすると我々町民にとって具体的に何がメリットなのか。中身的な問題については行政側の部分としてシステム化によって従来とは違って業務の効率化が進むけれども、住民側としてこれが標準化、共通化した時にどの業務が楽になるのですかっていうことがあるのです、今までと変わる面があるのですから。その点どうでしょうか。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほど20業務答弁させていただきましたが、今議員の質問の答えとして、例えば直接的に町民の方がこれが標準化になるから便利になるねというところは、特段直接的な影響は無いのかなと思っています。間接的な部分で先ほどの利便性の向上と、あと転入転出のところに関わる部分ですが他の町から転入または転出した場合にそれぞれ別々なシステムを入れていた町からの転入転出ですと、それぞれの町での手続きが変わってくるところが全国的に標準化されるのはその申請の方法とかやり方の共通化が図られるので、そこら辺は若干利便性が上がるのかなと思っています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ということは参事が言っているように転居する時は届け出が極端な話、要らないということになるの。そういう意味ではなくて、こうなれば従来のやっていたことは要らないですよという簡単なものではないのですか。どういうことなのですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） そうですね、ちょっと答え方が悪くて。例えばとある町に転入した時にはこういった手続きが必要ですと。他の町に転入した時には同じシステムなのに全く申請方法が違うというところがどこの町に転入転出した時にも申請方法とかやり方が一緒になるというような意味の答弁でした。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） わかりました。それでこれらの私17って言いましたが20になったということで、それなりに職員の労働負担が軽減になっていくことについては、町民に向けてさらなる十分なきめ細かなやり方ができるようになったということによろしいですね。はい。

それでは4番目の質問に入ります。デジタルデバイト是正とは何を示すのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） デジタルデバイトとは、簡単に申しますと情報通信技術を使える人と使えない人の格差。一般的には情報格差と言われていますが、DX推進計画の取り組みとしては、まずデジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することです。情報通信技術を使えない人でも取り残すことのない環境を整備するのは勿論ですが、この格差その是正に向けては今後、例えば今年度からも一部実施はしていますが、各年代ごとに応じたデジタルの学習機会の提供を実施するなどそれを解消していく取り組みも進めていかなければならないのではないかなと思っています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） デジタルデバイトとは、デジタル化によって恩恵を受けられる人と受けられない人がいるのですよという意味で格差が生まれているということですね。私はどうしてもわからないのは、安平町が町民に対して行政サービスを行う時に、デジタルを使用しようがしまいが私は何で格差が生まれるのかなと思って意味が分からないのです。具体的にどういう格差が生まれるのかについてピンと来ないので、ちょっともう1回お願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） そうですね。我々現在これまでも進めているデジタル化の部分においても使える人使えない人がいますので、どちらの方も同様な行政サービスを受けれるような業務は進めているところです。ただ、午前中のご質問の中でもありましたが、例えばホームページに載せていますよと言った時にホームページを見れる人と見れない人がいるわけで、ホームページしかお知らせを載せなければ使える人しか見られない。ですので当然使えない人も見れるように例えば広報紙で周知していくとか、あびらチャンネルのデータ放送で周知をしていくというように、今の一例でありますがそのような使える人と使えない人の格差、ホームページだけしか載せなければネット環境のある人しか見られないわけですので、そういった格差を無くす、格差が無いようにしていくところなのかなと思っています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は町民が行政サービスの提供の受け方というのは色々な条件や実情を噛み合わせながら選択していくものだろうと思っているのです。推進計画の中には通信情報技術を使うことができない町民に対して学習の機会を提供していくとありますが、私はこれ個々の町民に対する、変な意味ではないですけど強制強要ではないかと思っています。町民ができるできない次元で捉えるのではなくて、必要性が無いという町民もいるのですね。不便とも思わない。また、役場町民が通信機器を使わなければならない行為っていうのは本当に頻繁にあるのだろうか。私は高齢者に限らず、私何回学習しても1年に1回あるいは何年に1回という時なら忘れるのです。私もスマホを持っていますが、子どもや孫にジジ昨日教えてなんで今日忘れてるのって言われるのです。使わないから忘れちゃうということであって。私はそんな意味では学習機会を与えたから使えるようになるということはそうではなくて、その

町民がどれだけ頻度数、必要性のあるものなのかで変わってくると思うのですね。でも私はそんな意味ではしっかりとした先ほど言ったとおり、そんなにスマホやネットを使ってやる行為って私はそんなに無いだろうと思っているのです。そんな意味で私は無駄な時間とは言いませんが、それほど勉強したい人は結構ですが、私はそうではなくて先ほど池田参事も言われたとおり、我々町民としては職員と対面してこれはこうやって書くのですよ、こうやるのですよってやっていただくことが私は本当の地域住民と行政サービスの本当の人間関係の在り方だろうと思っているのです。それが全てとは言いません、それではなくてスマホとネットでやりたいという人は別ですよ。それはそれで選択肢がありますから、自由ですから。そうではなくて、やっぱりしっかりとした意味ではそういう体制も参事もとっていくと言いますから、十分それらを踏まえてとっていただくと理解してよろしいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 大前提としては先ほども申しましたとおり使える人も使えない人も取り残さないということですので、先ほど答弁した学習機会の提供で申しますと、例えば電子機器を使えたらもっと便利になりますよ、使いたいんだけど使い方がわからない、そういう方に対しては学習機会も提供していきますと。当然使わない必要ないという方もいらっしゃいますので、そういう方に強制するものではない。ただ、そういう方もこれまでどおりの住民サービスが享受できるようにしていくという考え方で進めていきたいと思っています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 学習機会の提供はこれまでもやってきたのですが、逆に最近受講者が少なくなってきたとも聞いていまして。逆に高齢者だけではないかもしれませんが、使い方がわからない方がいつでも行けて教えてもらえるような、そういったコミュニティの場が大事ではないかとは1点押さえています。また、機器類が苦手な方が行ってもこの情報化の取組みを、DXを進めることによって、よく書かない窓口とかありますよね。ですからマイナンバーのカードを取得していただく必要があるのですが、そういったことの本がなくても様々な手続きが一つの窓口でできるような、そういったところも目指していかなければならないかなと思っています。

先ほどデジタルデバイドの問題では、貧困の格差の部分で例えば機器を持っていない方も通信料も結構かかりますし、また、何かあった時に緊急時だったり犯

罪だったり、そういった時に情報を、若い人では瞬時に様々な情報を得られますが、そういったところが情報弱者になってしまう問題だったり、また、高齢者については膨大な量の情報が今溢れていますので、そこから読み解くといったところがなかなか得意ではないところもありますので、まだまだ色んな格差がありますが、そういったところが格差の中でポイントとして挙げられるのではないかなと認識しています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今参事も町長も言ったとおり、確かにこのデジタル機器を持っている人と持っていない人の格差は生まれてくることは事実ですね。しかし、安平町はそれを是正する行政情報を身近な媒体としてあびらチャンネルがあるのですね。あびらチャンネルの視聴時の情報を住民周知の変革として利用していきたいと。広報紙等の紙による情報発信の脱却を図っていきたいと書かれているわけですが、私はそのとおりだと思って、もっともっとあびらチャンネルをしっかりと利用すべきではないかと思っているのです。それで先日議会懇談会に行った時に、現状として今あびらチャンネルについて残念ながら身近な媒体とはなっていないと。特にスマホ、ネットを軸に町のホームページの閲覧になっていると。誰もが視聴できるエリア放送をもっと活用すべきではないかということが出されたのですね。そうだなと思って。ネットを引いていない人もいるだろうしスマホもない人もいますから。うちの町はあびらチャンネルがあるのですから十分それらの放送をすべきではないのかなと思っているのです。それで特に出されたのは米川さんと被るかもしれませんが、あびらチャンネルに対する改善を含めて物足りなさが意見として出されていました。それぞれの捉え方ですから、どうだこうだという面は一概には言い切れませんが、私はもっとあびらチャンネルをどうしていくのかという時に行政情報を基軸に番組を組み替えていく必要があるのではないかなと思っているのです。そんな意味で私は総体的にもう一回見直しをして今役場が町民に何を伝えたいのか、町民が何を知るべきなのか、町民は何をすべきなのかを知らしめるためには私は一番簡単で視聴できるあびらチャンネルをもっと利用すべきではないかと思っているのです。そうするとしっかりと、結構見ているのですあびらチャンネルを。そんな意味ではこれらをやることによって残念ながら国の給付を知らないで手続き、申請しなくて給付金が国に返すということも実態として起きている現状がありますから。そこをしっかりと何回も流すことによって伝わるのではないかと思っていますので、ぜひそれらの面も含めて検討をしていただきたいと思いますし、あとは議会中継の再放送とか、あるいは行政情報をしっかりと伝えていくことは将来的には広報紙、議会だよりのスリム化、ペーパーレスにつながっていくだろうと思っています。確かに私は紙の媒体も必要だと

と思いますが、うちにはあびらチャンネルがあるのですから、あびらチャンネルでしっかりと行政情報をこうですよと伝えていくことはもう一回見直しながらやっていく必要があるのではないかなと思います、その点はいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） あびらチャンネルが始まりましてからかなり経ちますが、当初はあびらチャンネルの普及に主眼を置いて番組を制作してきました。あびらチャンネルというのがあるんだと知っていただくところで行事ですとか興味のありそうな出来事を中心として作ってきました。また、最近数はそんなに多くはないですが、先ほど議員がおっしゃられたような申請の商業的などところの中にはCMとして挿入してきたところです。

また、今後については今いただいたご意見も参考にして当然テレビの電波が届くところ、一部映らない地域がまだありますが、そのアンテナの改修の費用の助成もありますので、そこら辺も改めて周知をしながら行政情報の発信も一つのコンテンツとして含めながら、今後あびらチャンネルを進めていければと思っています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足します。あびらチャンネルの映像情報については今商業的とかも入れて周知している、これマイナンバーも含めてであります。また、今回再放送で流れている早来学園の完成に向けての対談みたいなところもありますが、ある種結果をお知らせする広報紙だったりあびらチャンネルだけでなく、事前に政策広報と言いますか、それを利用する形で考え方だったり行政の今の取り組みを放送していくといったところも重要ではないかなと思っています。一方で文字情報、あびらチャンネルの中で文字で最新情報をホームページをご覧いただけない高齢者の方も文字情報で検索をしてその内容を見ることができる。これがまだテレビということですからなかなか見づらさもありますが、将来的には新聞も今電子版が普及してきていますが、当然配布の問題というのは新聞も広報紙も同じような問題が背景にはあるということですので、例えばタブレットのようなものが全ての世帯に普及するようなことになった際には、広報紙を含めて電子版のことにも移行できるのかなと思っていますが、まだまだそこは先だろうなと思っていますので、今の既存のあびらチャンネルの文字情報といったものも十分有効活用させていただきながら最新の情報を住民の方にお届けできるように進めていきたいと考えてい

ます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は望むところは、これだけ情報システムを変えていくということになれば将来的には町民の申請主義ではなくてお知らせ主義、データが全部管理をされて全部ありますから、町民が忘れていてもお知らせが来て何々がありますよという方向性にぜひ持っていただきたいなと思っています。

それでは5番目の民間活力の有効活用として行政事務、業務の民間委託並びに公民連携を推進しなければならない事由について伺います。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） ご質問いただきました民間活力の有効活用ということですが、こちらは安平町DX推進計画書の9ページに掲載されています安平町行政改革プラン2022の重点項目の一つとして、今回安平町DX推進計画を作成するにあたり、計画で対象とする範囲を明確にするため関連計画である行政改革プランの施策を整理したものということでご理解いただきたいと思えます。まずはその前提で推進をしなければならない事由についてご説明をさせていただきます。行政改革における民間委託、公民連携の必要性については依然として厳しい地方財政の状況など、地方公共団体における経営資源の制約が強まっている一方で、少子高齢化に伴う行政需要の高まりにより限られた財源でより質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供するため民間企業等の積極的な活用による業務改革の推進が求められ、これまで国の審議会等における様々な議論を踏まえ、指針や各種通知等が国から発出されたところです。このような中、当町においても合併以降3次にわたる行政改革プランに基づき事務事業等の民間委託、また指定管理者制度の導入を進めてきたところでして、昨年策定しました行革プラン2022においても基本テーマに安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化を掲げまして、基本テーマの実現を目指すため、民間活力の有効活用を重点項目に位置付けた中で行政事務や業務の民間委託により行政運営の効率化と財政負担の軽減を図るとともに公民連携の推進によりまして公共施設の積極的な利活用及び行政課題等の解決を図り、これら民間活力の有効活用によって捻出された人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるという基本的な考えです。先ほどご質問がありました民間委託という部分で人件費の削減というお話がありましたが、行革プランで進めます民間委託については、ここは人件費の削減とした主な目的ではないということだけにご理解いただきたいと思えます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ここは理事者側と我々町民側としての最も意見が分かれるだろうと思いますし、理事者側としてはしっかりとした財政運営をやる場合には、それぞれ効率化をしていかなければならないというのがわからないわけではないのですが、町民側としては安平町にとって最大な企業としては、安平町役場というのはそれだけの労働者を抱える職場ですから。また雇用の場でもありますから、そこ辺りはしっかりと認識をしていかなければならないのかなと思っています。ここは是々非々の問題については対峙する面だと思うのですが、私が危惧するのはいわゆるどういう部分が一部業務委託になっていくのか、まだまだ明示されていませんから、そこは一概には言えませんが、私は極めて危惧するのは役場の基幹システムの部分について、いわゆる業務委託が提案した場合にとっても心配をしているのです。それは今はしっかりとした民間活力の中でやるから心配ないと国は言っていますが、そうではなくて私はこの基幹システムには民間は入れてほしくないというものもありますから、そこ辺りを含めてお願いしたいと思いますが、提案にあたっては私はもし基幹システムに深く関与するものが出てくるならば、安平町まちづくり基本条例、町民参画推進条例の町民参画対象第6条（5）に基づいて町民との理解と承諾を得て進めさせていただきたいと思っていますので、その見解について伺います。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 民間委託の関係ですが、特に現在行政改革の推進にあたり庁舎内のワーキンググループの中で色々と民間委託を含めた中で検討させていただいていますが、一つには窓口業務というものがあまして、こちらはこれまで行政改革プランまた本日ご意見を、一般質問をいただいていますDX計画の中でも各種施策に盛り込んでおりますし、また、令和4年度の決算審査意見書、こちら監査委員さんの方から頂戴していますが、来庁者が窓口で戸惑わない高齢者に優しいワンストップの窓口導入に向けた意見が出されているということもあまして、これまで庁舎内のワーキンググループにおいて目指すべき総合窓口の在り方等について検討協議を進めているというものもあります。そういった窓口業務の改革という部分では行政改革プランにもありますが、一部民間委託についても今後将来的に検討をさせていただきたいということで、あくまでも業務の効率化、また、住民サービスの向上というところで今後検討していきたいと考えていますが、先ほどご質問いただきました具体的な基幹システムの民間委託という部分ですが、こちら窓口業務においても既に

国の方からは24事項について、24の業務について法に基づかなくても市町村職員が常駐する場所で市町村の適切な管理のもとであれば申請の受付、文書の引き渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成が民間委託できると明確化されてはいますが、私どもは具体的にまだそこまで将来的な部分で民間委託をするかどうかというところまで議論には至っていませんし、改めて今後の窓口改革の中でその今おっしゃられた基幹システムを民間委託するというところに仮になった場合、やはり町民の生活に影響があるという部分もありますので、ここは町民参画というところで、これも今までは町民参画という中では行政改革推進委員会という審議会がありまして、これまで指定管理者の導入等々民間委託する場合については、町民に影響のある部分については事前に町民参画をさせていただいていますので、そういった部分では今後も町民に影響があるものに想定されるものについては、基本は町民参画を実施する考えです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それで全般的に民間委託の絡みであるのですが、私はやっぱり委託先の関与に対する適切な内部統制が必要ではないのかとと思っているのです。なかなかこれ難しい、民間業者に対して役場が内部統制が入っているのかということについてはちょっと法律的色んな面で色んな難しさがあるのですが、私は役場がしっかりとして委託業務として移すならば内部統制の確立をしっかりと向けていく体制を作っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは6番目に入ります。生成A Iの利用推進化について伺います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 生成A Iですが、こちら現在様々な分野でのシステムの開発また活用が進んできていまして、本町においてもちょうど先月からですが、生成A I技術を活用した議事録作成支援システムというのを導入しています。今後においてもこの生成A Iの技術、テキスト生成、画像生成、種々の技術がありますのでこちら発展していくと思われまふ。ただ、そのシステムの導入による業務の効率化ですとか、そのシステムが本当に有益なものであるかどうか、先ほどの議事録作成支援システムも試験導入を経て導入をしたという経緯もありますので、そこら辺の検証していきながら利用推進については進めていきたいと考えているところです。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 入っているということですが、実は私は10月29日に室工大の渡邊准教授の研修会に参加をさせていただいたのですが、そこで先生が言われたのは従来のChatGPT-3と9月25日に発表されたGPT-4というやつ、この能力の違いを教えられたのです。これはまた極めて物凄い、我々が去年の11月にChatGPT-3が発表されたのですが、1年も経たないうちにこれだけの処理能力と正確性が出るのかと先生から説明をされました。先生の方から74、5歳になる私でも大丈夫ですかって言ったら、パソコンあるのでしょうかと言われて、ええありますって言われた時に十分それに対応できますよと。月20ドルお金を払えば、3000円ですね今の換算では、誰でも簡単にできますから頑張ってやってくださいと。先生が言われたのは北海道では当別町がしっかり全部入れてやっていると説明されていましたから十分これからもChatGPT-4を利用していただければ、かなりの業務量を深掘りした皆さん方行政も持っていますのでよろしく十分対応していただきたいと思えます。

7番目に入ります。児童生徒の生成AIの利用する教育委員会の対応方について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校教育、社会教育ともに学習指導要領並びに今年7月に文部科学省が示したガイドラインの趣旨を基本として進めています。学校教育は学習指導要領において小学校、中学校に共通して求められている内容と小学校、中学校の校種別で求められている内容がありますので、まずはこの点について説明します。

小中学校に共通して求められるポイントとしては、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基礎となる実質能力と位置づけ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとなっています。また、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実が求められており、コンピューターや情報ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することとなっており、それに沿った学習を進めています。小中学校それぞれのポイントとしては、小学校においては文字入力などの基本的な操作を習得するとともに、プログラミング的思考の育成が求められおり、中学校においては技術・家庭科の技術分野においてプログラミング並びに情報セキュリティに関する内容の充実が求められています。

文部科学省のガイドラインについては、学校関係者が現時点で生成AIの活用の適否を判断する際の参考資料としての位置付けであり、一律に禁止や義務

付けを行う性質のものではありませんが、生成A Iによる回答に誤りを含む可能性が常にあることや、場合によっては事実と全く異なる内容が出力されることがあることから、最後は自分で判断するという基本姿勢は必要なことや真偽を判断する能力が必要になること、A Iに自我や人格は無く、あくまでも人間が発明した道具であることを認識させる必要があります。ガイドラインには活用が考えられる事例のほか、適切ではないと考えられる事例も示されていますので、仮に学校での学習指導要領の内容全ての習得が進み、活用可能な場面や学校教育に限らず、例えばあびら教育プランなどの事業におけるA I活用に関しては理解の進んだ部分で一部活用もありますが、学校教育の活用は必要性や安全性含めてガイドラインの内容に基づき判断していきたいと思っております。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 13歳から18歳までは保護者の同意があれば生成A Iが利用できますから、そんな意味では文科省が言っている以上に技術の進化、普及はますます早まっています。事態は刻々と進んでいますから、教育委員会としても生成A Iに対する対応に向けてしっかりと、先生に向けて教育を受けてしっかりとこう進めていくということを明確にして教えていくことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.3 10番 高山 正人】

[高山議員挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私は早来学園の高額修繕の増額補正について質問をさせていただきます。9月定例会で副町長より補正内容の説明で教育費の学校施設管理費10節は高額修繕の増により今後の予算不足が見込まれるといった説明があり、202万8000円の補正増が提案されました。この内容について説明がなされていなかったもので、内容について伺います。（1）高額修繕の工事内容を伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 令和5年第6回安平町議会定例会において10款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費10節需用費6細節修繕料202万8000円による高額修繕に伴う増額補正の内訳ですが、早来学園床下断熱修繕、断熱材の施工によるもので191万8400円、早来学園サッシ補助鍵取り付け修繕、大アリーナの窓サッシの開放部分を狭くし出入りできないようにする補助鍵の取り付け2万3650円、追分小学校サッカーゴール修繕、溶接と塗装18万7000円、追分小学校屋根板金破損修繕、雨漏り修繕9万6800円、追分中学校非常用バッテリー交換、バッテリー交換で6490円、追分小学校屋内消火栓ホース交換、ホース交換5500円、追分中学校エレベーター部品交換、照明器具で37万1800円、小破修繕1件10万円として実績に基づき試算して15回、合計410万9640円ですが予算残額が208万2600円であり、差引202万7040円の予算が不足することから202万8000円の補正をしたところ です。以上です。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 9月の補正については、ただいま副町長からご説明にもあったとおり8月までに早来学園の結露対策に200万円近くを執行してしまったため、町内の各学校で今後起きうる修繕費の大方を使ってしまいましたので予測のつかない部分ではありますが補正したものです。先ほどの内容は副町長が答弁した内容と補正予算計上時の内容ですが、現時点までに執行は19件、79万7995円となります。通常修繕費は起こることを予測して予算計上することが難しいので、私からのご回答は補正から現時点までの内容となり、残る補正額については副町長からご説明のあった小破修繕10万円程度のものが用途の説明となりますことをご了承ください。なお、ご質問への回答は今説明した内容で良いのかというものでございますので、確認の意味で8月までに執行した結露対策のことであれば後ほどの質問内容でお願いします。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そうですね。これ正直なところ次のところ2番、3番と進めていかないとこの問題提起をしているところと議論するところが噛み合わなくなってしまうので、それでは先に（2）の工事名と工期と工法、工事金額を伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） それでは補正後の額ということで実績を説明させていただきます。先ほどと一部被るところがありますが早来学園のサッシ補助錠が9月22日から26日の間で2万3650円、追分小学校の消防ホースの修繕が9月22日から26日の5500円、追分中学校非常用バッテリー修繕が同じく9月22日から26日の間で6190円、追分小学校の屋根の板金修繕も同期間で9万6800円、追分小学校のサッカーゴール修繕が同期間で18万7000円、追分小学校の雨漏り修繕とサッシ調整を行って10月6日から25日の間で5万6100円となります。早来学園の軽量鉄製建具の修繕が10月6日から25日で3万3000円、追分中学校防排煙非常バッテリー10月13日から30日までで2万9150円、早来中学校のルーフ配管修理で10月13日から30日で7万3700円、追分中学校エレベーター冷陰極管LEDランプユニット交換10月20日から11月13日の9万2400円、早来学園小便器バルブユニット交換10月30日から11月14日に5万5000円、追分小学校石油暖房機修繕部品交換等11月6日から14日まで4万205円、追分小学校の窓周り雨漏り修繕を11月6日から14日の間で9万9000円となっています。工法については部品の交換や壊れたものの修繕ですので、その内容に対しての施工となっています。よろしいでしょうか。

[高山議員挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） あとで言う中で言えば高額修繕はなかなか見受けられない、これは補正前に行っているものが高額修繕ではないかと思われるのですが、その辺について伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この高額という表現に対してのご質問となれば、正直この修繕等にかかれば追分小学校を特に見ると大きく屋根が壊れるとかとなると予想されることが高額修繕ということで、そういった内容のもので補正内容として説明させていただいたので、今実際に実績だけを見ていただくと5000円ぐらいから10万円近くを高額か高額ではないかという論議ではないかとは思いますが、一応補正の説明としては、そういった修繕費を見た上での高額修繕という説明になっていますので、ちょっとその辺の認識の調整をさせていただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 高額修繕の意味で議論をするかという話ではそんなにそこが主ではないということをご承知かと思われます。私が言いたかったのは副町長からご説明をいただいた早来学園の床下断熱修繕といったところの工事が191万8400円が高額修繕になろうかなと思って質問しようという感覚でいました。でも、その他のことも全ておっしゃっていただいたのだけれども、この工事名と工期、工法の金額という質問をしているのだけど、ここの部分について詳細を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 補正前ということでのご説明をさせていただきます。早来学園の床下断熱修繕工事その1ですが、8月10日から8月21日の間で93万7200円を行っています。施工箇所は7年生のホームベースの床下部分、理数教室の床下部分あたりの梁についてと、早来学園床下断熱修繕工事その2が8月17日から21日の間で98万1200円、理数準備室から理科実験室の床下部分の梁、それぞれ施工方法は地中梁及び小梁全面に厚さ50mmの断熱材を貼り付けて行っています。なお、床下部分のスラブ部分には当初より断熱材50mmを張り付けており、その部分には結露が起こっていませんでしたので、施工場所と工法を検討し本来梁に施工はしませんが今回床下も優れた断熱性によって特に温度変化しにくいコンクリート梁と気温が急上昇した部屋との温度との接点である梁上の床が結露を起こしているのが原因であると判断して緊急工事を行いました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 床下断熱工事は、1と2という2つに振り分けられて工事が発注されています。高額であって同じ工法をとって行うのであれば、当然一本の工事を選択するのが入札をさせるのが普通ではないかと思われますが、この場合は100万円以下で随意契約という形になっているのではないかと思います。この辺について確認をいたします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ご指摘のとおり一括発注をすれば確かに入札事項と当たりますが、今回この事例が判明したのが夏休みに入る直前ぐらいから何かしらこの7年生のホームベース辺りで結露が起きたということがありまして、こちらの部分の対応をしなければいけないということで、この工法、原因も含めて調査をしながらこの対応に向かったということですが、学校が使っている関係上から施行時期とかもかなり調整をしなければいけないということで始めました。ご存知のとおり今年の夏かなり長期間にわたって暑さも続きまして、当初はこの7年生から理数教室の床部分辺りの梁の部分の上あたりに縞状に結露が生じていたのですが、その後よくよく見るとこの先の理数準備室、実験室の方も薄っすらと結露し始めているということが途中でわかりましたので、夏休み中にもしこれを施工しなくてこのまま放っておいたらそちらのほうにも今度移ってしまうかなということで、こちらは正直2回に分けてというのが、確かにお話のとおり100万を超えてしまうと入札ということもあったのですが、緊急性の部分考えた時にはじめ症状が出ていたこの部分から行って進めたというのが正直なところですが、こちらにおいては通常例月監査でもご指摘をいただきまして、そういった事情であるということをご説明させていただいたところですが。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 非常に不可解というか、どんな調べ方をしてこの2つに分けないとならない、あとから出てきたと。追加しないといけない状態になっていく。これ非常に不可解。一括で出来ると普通は思う。当然夏休みでない工期が、納めなくてはいけないという大前提があるとはわかっている話です。しかしながら、見た結果次もう一つ増えたのでのという言い方は正直言って非常におかしい。じゃあちゃんと見ていなかったのかという話になってしまいます。それも9月補正の中で言われて、これとつくと9月には終わっている話ですから。これ起案したのはじゃあいつといつですか。1工事と2工事の起案はいつですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 起案日までは承知していませんが、多分工期の前の日あたりで起案という形になっているかと思います。今ご指摘の話ですが、その先の方は予防的な含めて対応を打ったということで、多分正直な言い方をすると同じ工法で全体の学校は作っていますから全部の床下をしてもおかしくはないということではあるのですが、それに対しては正直その症状は見受けられ

ませんでしたので、不可解というお話をいただきましたが実際の流れからすると私の説明どおりの状況になっていますので、そういった対応をさせていただいたということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これ、どれぐらいの感覚で床下を確認されているのかわかりません。正直なところこれ点検する人がいたのかいないのかっていうこれ自体もわかりません。これ誰かの通告があって初めてこのことをやらなくてはいけないと言った時に、どんなやり方をしてどうやって発見したのかなというこれも謎なのです。湿度が増えてきたというのはよくわかります。でもあまりにもこの期間的に言って2本にしないといけないという形は私にとっては同じところを点検してきたら順番にいったら染みてくるのであれば、当然そこもやるという状態になれば、2本でなくて1本だったのではないのでしょうか。何かそういったところで入札しないで済む方法で追いやってやろうとした形跡があるのかと疑いたくなりますが、いかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） どのようにして先ほど説明したとおりでして、それ以上の作為的なものも何もありません。正直この結露が生じたというのは先ほどの説明のとおり床上に結露が生じて縞状になっているのが見えたのが7年生の教室と理数教室の辺りということ、これはご説明のとおりです。ですが、まだその時点ではその向こう側の実験室の方までにはそういった状況は出ていませんでした。ですから正直、確かに高山さんがおっしゃるとおりに起案をする時点ぐらいでは何となくそういう気配はあるなというのは、当然室内の湿度が大体80%を超えていて室温が30℃だったのです。床下が14℃ぐらいで、同様に考えればここに温度差が15℃20℃となれば普通に考えて結露が起こっても不思議ではない数値になっていましたので、それは数日にわたってうちの担当が床に潜って毎日測定をしたうえで判断していますので、確かにやる気になったら一本にまとめて入札だと言った時には確かに入札やっていたら夏休み中にはできなかったという事情もあったので、先にこちらをやって、その後やったというそこは作為的だと言われれば確かに作為的な部分はありますが、こういった仕方がない、そういった解釈をするのであればそう受け止められているしかない、監査でも説明したとおりにそういった順序でやっていったということの間違ひはありませんので、そこはご理解いただきたいと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の理解はそう言われたとおりです。
では次に行きます。（3）この工事だけで問題が解決するのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは異常な暑さと湿度が原因と収めたいところですが、実際に起こったことですので原因を調査し解決策として施工したものです。先ほどの説明をもう少し詳しく説明しますと、今回の教室内の結露の発生は当該教室床下のピット内の温度は外気と比べて半分以上低く、その冷気は梁のコンクリート部分をもっと低い温度の時のまま蓄熱し、梁として床を支えている教室床の表面温度を下げ、逆に教室内の温度は連日の外気温の30℃近くまで上がり、さらに湿度も高い日が続いていたことにより教室内の温度と接する床面に15℃ほどの温度差が生じ結露が発生したものと推測されます。今回施工した断熱材によりピット内の冷気が直接コンクリートを冷やすことも少なくなると考えていますので、急激な温度差は解消できる効果はあるものと考えています。また、今後教室内にエアコンの設置も検討されていますので、エアコンを設置された際にはさらに結露が発生しづらくなると考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 夏場は多分結露でいいのだと思うのですが、しかし、これ床下、春先とか大雨が来た時に水がここに残る可能性があると思うのですが、そういった症状は見受けられなかったのでしょうか、下を確認した時に。いかがでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 早来学園のピット内には、箇所数は今覚えていませんが、ところどころに水中ポンプが設置されています。ピット内の捨てコンからちょっと上がったところに水抜き用のパイプというか穴が空いていて、そこを通過してポンプの設置されているところと繋がっていますので、仮に今議員がおっしゃられたような形で捨てコンから水が上がってきたとしても

ある一定量の高さになってくるとポンプで水を排水されるようになってい
ます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そのポンプなのですが何台付いているのかよくわかりませ
ん。ただ、そのポンプを使わなくてはいけないということは水が浸かるという
ことですよね。春先の雪融け水が山から流れて落ちてきたらピット内に水
が溜まってくると。それで水中ポンプを使って抜かなければならないという
のが現状です。だから基礎のところをいくら断熱を受けたからと言って
春先や雨が多い時にこのピット内に水が溜まったら当然コンクリートですか
ら水を吸い上げますから、上に上がってくる確率はまだ全然残されているとい
うことでないですか。違うのかな。いかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 水自体は床下まで水位が上がって浸かっている状態
ではなく、かなり低い状態のところでは先ほど伊藤参事が説明したような水の排出
をするという設計になっています。ですから今回は水が一部分でも残っている
ことによって、その床下面の空気中の温度が計った時は14℃ぐらいだったの
ですが、そのままの状態である意味これが耐熱性がいいということが皮肉にも
こういった効果になってしまったのですが、床下と床上の温度差が出来てしま
ったと。それは普通の建築工法では床には断熱材を張るとというのが普通らしい
のですが、梁には張らないとか張らなくていいという普通の工法でという
ことでしたので、そこを今回梁の部分だけが縞状に結露になっていたという
ことだったので、その梁に50mmの同じ断熱材を張ったということなので。決し
て床下まで水が押し寄せてきてその温度になっているというのではなくて、空
気が14℃ぐらいになっていたというところで起こしたことなので、多分この工
法によってこの後夏休みが終わって温度も気温も下がりましたからその後は
出ていませんが、そういったような形でこの改善はできるのかなと。もしこれ
が他の部分ではということだったら他の場所に関しては梁部分にも結露が起
こっていないので、やはり水が気温とか床下の気温を下げてしまっている
という原因かなということ、先ほどの実験室の方まで一応そういう状況なの
で、そこまで施工した考え方になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） じゃあ学校の土の面からピットはどれぐらい落ちているのか。外側にある排水溝の高さはどれぐらいで収まっているのか。これによって水の入りが変わってくる、もしくはさっき言われた断熱工法で言えば内側に止めたからいいという話ではなくて、普通の家は今両方とも断熱材を張った工法が主流だという話で、今言った普通は使わないという方法ではないということ。だから今言っている床底はどれぐらい地面より下がっているかによって地下水の浸透が大きく変わってくるのではないかと言っているのです。古い話になりますが旧追分中学校、新しく学校を作るといった時に最後の見学に行った時に控室のところに水中ポンプがあって、これでずっと水を吸い上げているのですと考えたら僕らも今同じ学校でどこかで水中ポンプをどこかで使わなくてはいけないかなと思ったら、時代はそんなに変わっていないのかなという残念な感覚はあります。ですから工法一つにしても何にしても本当にそれで正解なのかと言われたら、その時は止まっているかもしれないけど現実的にはこの問題は解決しているとは僕は思っていないのですが、これ正直技術屋さんのなかで高さの設定がどうなっているのか、わかったら教えてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今図面を持って来ていませんのではっきりとした高さは何cmということは言えないのですが、確かピット内の高さは1.4mぐらいあったかと思えます。なので教室の床面から、床厚からさらに1.4m低いところにピットの底があったように記憶しています。それと外側の外構周りの排水ですが、確か300のU型トラフが入っていたと思えますので、地下水をそのトラフで受けることはちょっと不可能かなと。ただ、地質調査、ボーリング調査をやった時に今回のこの結露の発生した位置、ここが5か所のボーリング調査をやっています学校全体で。一番低い水位であったのは間違いありません。なので水質調査をした時には今回のところが一番低くて、他のところがそこよりまだ水位は高かったのですよね。ただ、そういう水位のボーリング調査の結果ではあったのですが、実際にはこのところが地下水が動いているような形で他の場所のピットよりもピット内の気温を下げてしまっているのが現状です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 僕はあくまでも湧いてくる部分の水というのはかなりきついものがあるのかなという考え方でいます。黙っていて水が来るわけではなくて

しっかり押し寄せてきている部分ではないかと。結露だけ下に、少ししか溜まっていないから結露なんだという言い方では当然なくて、それだけ以上の数量がどこかに溜まるという現象は起こっていないのか。確認の仕方、本当にこれで大丈夫なのですか。応急処置みたいなやり方でやっていくのではなくて根本的に何がおかしいかを突き詰めるにはもうちょっと何とかしなかったらこれで大丈夫って、出来たばかりでもうお金かからないだろうと思っている時にまだかかってくるわけですから。あれほど予算をずっと変更してきてようやくできたなと思ったら、もう直さなければいけないという形ですから。ここは何としてでもしっかり見て行って、これ以上何も問題は起きないとしていただかないと。お金がいくらあっても足りないのですから。この辺の検討はもうちょっとしっかりやる必要性が十分あるのではないかと思います。これで大丈夫と言われても本当に信用できないのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 水の温度のことを言うと、湧き水系の水ということで水温も低いということでこの結露が起こる確率がちょっと高まったなどというのはご説明のとおりなのですが、絶対にこれで解決できるのかということと言われると、正直対処療法だと言い方をされていましたが、少なくとも同じ工法で梁までかけたということであるので、私たちが調査した後の質問も含めてこちら設計した業者さんも確認したこともあるのですが、それ以外の原因というのが今のところ見受けられないので、この時点でははっきり言って大丈夫だという思いできちんと対応させていただいているお答えにしかならないのかなと思います。ただ、どんな事態が起こるのかとか、そういう部分に関してはちょうど1年点検ぐらいが終わったのでしたっけ、1年点検が確かあると思いますのでその辺を含めて改めて確認させていただきたいと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） しっかりとやっていただければいいんじゃないかと思っています。問題が無ければいいわけですから。

（4）に移らせていただきます。設計業者に問題を確認したか。当然アドバイスを得たかということは今次長がおっしゃったとおり確認したのだろうと思いますが、もう一度確認します。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 設計業者には現場確認調査も行っています。町の担当職員と同じ調査結果であり対策方法も同じ工法でした。建築物の施工も基準通りの工法ですが建物自体の断熱性の高さが床下部分の水分やコンクリート梁のように温度変化を起こしにくいものは低いまま、一気に変化する室温や湿度が高くなったことで生じたと確認しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 問題が起きれば解決しなければいけない。僕もしょっちゅう学校できる前から、できてからも見させていただいて。当然この工事が始まる前に外ではアスファルトの改修工事をやっていたし、ここについての料金はかかっていないですね、予算化されていないですね。どうして今回の工事だけまた払わないとならないのかなって。これって建築上の瑕疵責任というのを一つあるのではないかなって。どうして外側のアスファルトだけ予算つけないで直していただいて、今回の床下結露の部分についてはうちがすぐさま工事を発注してお金を払わなければいけないのかなと、非常に疑問に思っているのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどからご説明しているように瑕疵とかの言葉の意味合いで施工する部分ではないということなので、想定以上のこういった温度変化の起きうる環境になったということで、こちらは正直うちの修繕ということで、対策工事という言い方が正しいのかもしれないですが、そういった考え方でさせていただいたのが実態です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） なかなかうんと言えない部分がありまして。正直これはどうしてこうなったのか原因究明のところから始まればこれで回答終わりですと言われたら、じゃあうちで払いますって。そんな話がずっと通ってこんなにこんなに認めちゃって向こううちの担当者もこれが最善でうちがお金払わなくちゃいけないですよと言われると、この契約書本当に大丈夫かなって。プラスアルファ、プラスアルファになる。これでまだ対策打って水中ポンプが足りないとかなんだかんだって違う方策をまた練って来られるようでは非常に

困る話なのです。これは本当にこれ以上お金かけてられないという必死な思いです。もうできたのだから責任ちゃんと1年2年ではなくておかしなところは直していただくというのが普通じゃないかと思うのですが、これを全然そうではなくてうちが払わないといけないと認めてしまうのは非常に不思議でしょうがありませんけど。納得しちゃうのですか。聞きます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 契約書なりそういった中身で明らかに施工上の問題点、ミスというところであれば当然請求する内容にいくのですが、この事態が生じた時に建築担当の方にも通常の建築基準というかその施工方法としてこの梁にその部分が必要かどうかを調べたところ、そこは通常張らない形で普通は収まっていると。ただ今回の事例に関していうと、確かに湧き水の想定が無かったのが瑕疵にあたるかどうかということになるのですが、やはりそこまで求められるような内容のものではないということではあったのでこういった判断になったということで進めています。ですから何でもかんでもかんでもうちが払いますという考え方ではありません。ですからそういった明らかにミス、瑕疵であればそこはきちんとした対応をさせていただきますが、そういった考え方で全てを対応しているという考え方ではありませんのでご理解いただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） いみじくも僕がこの間質問した時に、町長は答弁の中で一生懸命おっしゃっていたのですよ。業者の方とお会いして、教育フォーラムの時にお会いしたということで、湿気が溜まっているとのお話を若干町長がされていらっしやいました。もうこの時点でその話はとっくにこの業者とし合っている話だろうと思っているのですよ。本当はここでもっと確認して町長これちょっとまずいのではないですかというお話になっていらっしやればもうちょっと違ったことかなと。向こうも真剣に考えてもらえるのかなと僕は思っていたのですが。非常にこの曖昧な形の曖昧な言葉、僕はカビのことだけで追及をさせていただきますが、湿気プラスカビという話になってしまっていてこうなっていますけども、業者に対してもうちょっと説明も求めますし。だって先にボーリング調査もしているわけですから問題無いのだと言われたらそうかもしれないですが、現実になっているわけですから。工事中の方にお話を聞いたら水がすごく湧いてくるよって良く言われましたよって。水中ポンプをじゃんじゃん使わなかったら作業できませんでしたとの話も聞いていました。でも大丈夫

なんだなと思っていたのですから。でもよく考えたらいっぱい水が出てきてこんな状態になったよっていうから。やっぱりなって他の人に言われました。ですからこれ本当に施工上とか設計上、こういったところを正確にちゃんとやっておられるのかどうか、対策を講じてもらえていたのかどうかは、うちの技術者もちょっとそこまで検討できなかったのかもしれないけれど、はっきり言ってこのところの技術がちゃんとしなかったら何を建てても結果的にはあとで何かを修繕しなくてはいけないというお金が生じてくる可能性が十分あるということじゃないのかなと思うのですよ。何回もこれ経験させていただいたので、こういったところはもっとシビアにやっていただかないといけないかなと思うのですがいかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私は正直技術者ではないですが、普通に建築を設計するというやり方というのは国から出されているような法律に基づいたものということでこの建物は建てられていて、それ以下の施工は正直していません。ですから今回のこの事例というのは、確かに私も建設自体から水が湧いているというのがわかっていましたが、逆にきちんと昔ながらの建物だったらその水の温度は気温の変動も起こさないで一般の気温と一緒にってということになったのでしょうか、うちの今回の建てたかなり気密性の高い学校が逆にそのきちんとそのとおりに作っていながらもこの水が影響としてこういった結露を起こすという事態に招いたということは、ある意味こういった何度も高山さんは経験しているとお話しているようですが、私はこういうことを聞いたことがないので、うちの建設の担当を含めて、これ決して設計者だけが行っているわけではなくて建築業者自体がこれを施工にあたってそういう経験値があるのであれば当然ここにはこういった施工をした方がいいよということで、設計者、建設業者という関係性があるので、一派絡めて何かそこをまあいいやという話には普通はならない、実際に他の箇所では設計でこうですけどこうやっただ方がいいよねって建設業者から変更をかけられた事例も実際はありますから、そういったことを考えると私のずっと対応してきた流れの中から考えると、これは想定以上の事例になっているのかなと思います。そういった事例がどこかでもあるようでしたらとか、逆に私は同じ時期に建てた建物で同じような事態が起こったということは耳に入っていますので、こういった最近の建設工法によって気密性の高いもの、水が湧くような状態だとかいったことでこういった事態が起き得てしまったのかなと。ただ、あくまでも説明してるんですけど、全部の学校の床下全部に生じているわけではないので、そこは今回のこの施工、対応方法に非常に私たちも苦慮しているところだけのご理解いただければなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 工法ですとか技術的なことを今永桶次長だったり伊藤参事の方から説明したとおりです。私の認識としては、高山議員が先ほどおっしゃられた8月26日に開校記念式典がありまして、その前日も私も事前の確認で行って来て、こういった施工をされた会社の関係者も当日呼んで感謝状の贈呈とかもある、そういったものが控えていたわけです。そしてお話を聞いた時には今次長が説明したとおりの問題が出てきたということで、まずは対応していくと。それで何というかその先の部分については予防策としてやっていくというような話もその時点で、この工事の前の時点にも聞いていましたので、私的には工事施工はきちんとやられていた。ただ水の問題はその場所にはあったということはわかっていますが、それを気温差の問題もあってそういった状況がその部屋で生まれたということであれば、そこは速やかに対応しなければならないというふうに理解していました。この学校についてはすでに周知されていますが、北海道の赤レンガ大賞も受賞したり様々な形で評価もいただいている施設でして、当然今回の問題は床下に原因があるということでしたが、先ほど答弁の中でも1年点検の中でまた確認していくということですから、違う原因でまた他の場所で何か起こらないということはある得ないと思いますが、起こった際には速やかに対応していく。ただ、そこが施行の問題であれば、そこは業者をお願いしていかなければなりません、きちんと施工した、ただし原因が別にあるということであれば、そこは町の方で速やかに対応していくべきものだと思いますので、そこはご理解いただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 問題が起こらなければ別に何もしなくても済むわけです。問題が起きれば対処しないといけない。特に建てて間もないです。色んな症状が出てくるのは当然あり得る話ではあります。ただ、私どもとしてみればできる限り予算に高額な修繕等が上がってこないことを祈るという形のものなのか、もしくは事前にしっかりと原因を究明して中身を把握した上で対策を講じるだけの予算的なものを作ってくれるのか。この辺についてはまだこの先の話です。ただ、できる限りお金はかからない方がいいなと。これはそう思っています。ですから原因がそれだけで本当にいいのかどうかというのは再度確認をしていただくというのが私の最後のお話であって、私はこれ以上質問はしませんので終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですか。

○10 番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で 10 番高山正人議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで 15 時まで休憩します。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 3 時 00 分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。休憩前に引き続き一般質問を行います。9 番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.4 9 番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） 内藤です、よろしくお願ひします。私は安平町水道事業について質問します。昨年、安平町の水道について質問したところ令和 6 年以降に水道ビジョンの策定をするという話でした。その後どのように計画が進んでいるか、計画状況について質問します。また、ラピダスの進出によって 2027 年から必要な水を安平川下流から取水する計画について町民の方々から不安の声が聞こえます。安平町の対応について質問します。

まずは水道ビジョンについてですが、昨年も水道事業について質問して安平町は水について苦勞していることがよくわかりました。次の水道ビジョン策定にあたり現状や方向性の確認をするため質問します。まずは水道ビジョンの策定、基本計画の進捗状況についてですが、水道ビジョンは平成 28 年のもので現状と大きく変わっている可能性があるため、まずは現状について確認させてください。

一つ目ですが、施設の水道管の老朽化によって更新をしていかななくてはなりません、その優先順位やその計画は今どうなっていますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの進捗状況について答弁させていただきます。現状では浄水場や水道管など耐震化にも対応した水道施設の更新そして更新に伴う財政状況の推移や水源の確保など令和4年度の基本計画を作成しており、その計画の中で更新の優先順位を検討し今年度北進配水池更新にかかる実施設計を委託しました。また、広域化に関しても近隣自治体との間で協議するなど様々な手法について検討しているところです。

今後の進捗としては今年度北進配水池実施設計の委託、そして令和6年度に予定しています水源安定化のための取水施設の点検調査の結果をもとに今後の方針を検討し、その検討結果を反映させた水道ビジョンを令和7年度に策定する計画としているところです。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 結構広く答えていただいて、ありがとうございます。やっぱり現状確認をしないと今後の計画について想定ができないと思いますので、もう一度現状のことについて少し質問したいと思います。給水人口の推移について、今はどのような状況になっていますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョン策定の段階、平成28年度の時ですね。安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口推計、それと国立社会保障人口問題研究所の推計値、これを総合的に判断して安平町子育て世代の転入促進ということもありまして、国立社会保障人口問題研究所、社人研の推計値を上回る人口推計としているビジョンですが、現状としては震災の影響もあってというところだと思いますが、ビジョンよりは減少しているという状況になっています。令和5年度9月末現在で6458人となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。人口の推計は、これからラピダスとかそういうことを考えると推計しにくいのではないかなというのが私も熊本行った後の感想としてあるので、これから長い計画を、10年とか20年とかその水道ビジョンの長い計画を立てるにあたってそこら辺がとても難しいな

という実感をしています。

次ですが、簡易水道から安平町は上水道になったことで交付金が著しく制限されると水道ビジョンにありました。現状で制限を受けているのですか。また、それに対してどのように対応しているのかお知らせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 簡易水道事業の中では補助金の内容として基幹管路耐震化事業、それと未普及地域解消事業について国庫補助の対象となっていました。上水道事業については、これらの補助メニューが無い状況となっています。上水道事業についても補助メニューが全く無いわけではなく、重要給水施設への配水管の更新については補助事業にはなるのですが、現状そういった工事ができる状況ではないところです。

簡易水道事業から上水道事業に変わって補助事業が無くなった部分について、補填というわけではありませんが一応起債の借入は継続して行っているということと、一般会計からも基準外にはなりますが繰入れを行っている状況です。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。対策がそのようにされていることがわかりました。水道ビジョンによると地方公営会計制度に移行して町内には水関連施設がたくさんあるために減価償却費が水の収入と同じぐらいになるという、高額になっているとあったのですが、町内の水道関連施設の統廃合でどのように整理されたかお知らせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの中で減価償却費には触れていまして、水道施設の統廃合を実施して不要な資産を償却することによって減価償却費を抑える、健全な経営を目指すと書いているのですが、実際のところでは雑用浄水場それと明春辺浄水場については資産の廃止をしているところです。それとビジョンの中に載っていたものの中でまだ手を付けてないものでいけば、富岡浄水場の中止というか廃止。これについては震災があったものですから富岡浄水場の利活用が必要になりまして、こちらは廃止ができていないというか廃止を継続して利用するという計画に変更しているものとなっています。平成 28

年当時というか現状の水道ビジョンと今の大きな違いは震災が挟んでいるというところを理解していただいて、今ある水道ビジョンが全く令和5年度の今に使えるかどうかというところはちょっとまた別物となりますので、その辺含めて改めて水道ビジョンを作り直したいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。震災で管があちこち破断したり本当に大変だったと思うのですが、ここに出てきたのが水道ビジョンの中で計画の数値が色々載っていたのですよね。それで今どこら辺までその数値に近づいているかをお知らせしていただきたいと思います。

それで水道ビジョンの中で有収率96%という目標になっていたのですが、現状いかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 有収率については令和5年度上半期業務状況説明書というものを出していますが、その中で91.72%となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。施設利用率というのが目標68%となっていました。こちらはいかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） こちらは直近の数字ではないですが、令和3年度実績になりますが66%となっています。こちらもそうですね、雑用水の浄水場と明春辺の浄水場の利用中止によることが利用率上昇になった要因と思われる。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。次に、これは収納率なのですが

98.5%という数字になっているのですが現在はいかがですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 令和4年度の決算の状況でよろしいですか。
- 9番（内藤圭子君） はい。
- 水道課参事（谷村英俊君） すみません、資料の持ち合わせがないのですが、98%前後だったと記憶しています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。次に料金回収率が58%という計画になっていましたが、いかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 料金回収率ですが、こちらも令和4年度の決算書の数字ですが令和4年度決算で72.87%となっています。こっちは上昇しているのですが、こちらの上昇については一番大きなところは追分旭地区の雑用水を道営事業で町の水道に切り替えたということが、漏水が減少して有収率が上がったのが大きな要因と考えています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。次、これが最後なのですが、これ流動比率が700%となっています。現状とこの数字がどうなのかなって、この目標がどうなのかなって思ったのですが現状いかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 現状こちら流動負債、起債に対して流動資産、現金がどれだけあるのかという率なのですが。現状でいくと、現状というか令和3年度実績でいくと110%ぐらいという数字になります。今あるビジョンの中で目標数値700%としていますが、先ほども申し上げましたが震災前に作った計

画でして、あくまでも借金が減って行って現金の資産が増えていくという想定のもとでの数値だったので目標値 700%とはしていますが、類似団体の数字を見ると大体 300%というようなふうに数値記載していますので、次のビジョンの時には見直しを図っていきたいと思っています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。震災で大きなダメージを受けた水道がこういうふうに戻ったんだなということがわかりました。これを踏まえた計画が次の水道ビジョンとして出てくるんだなということがわかりました。

次なのですが、これも水道ビジョンを読んでいて思ったのですが、民間委託がどんどん進んでいるのですが、水道技術の伝承ってどのようになっていますか。職員の方が仕事を理解していないと委託したことの監督もできないと思いました。いかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道技術の継承、水道ビジョンにも掲載はされています。水道事業を運営するにあたっては、まずは水道技術管理者という者を1名自治体として置かなくてはならないという法律になっています。水道技術管理者については、年数に関わらず、実務年数には関わらず研修を受けてレポート作成して大きな水道の事業体で研修を受けるというような2、3か月ぐらいの期間、そういった勉強すれば水道技術管理者になれるというか、ただ、誰でもなれるわけではなくて、こちら元々十分な水道事業を運営する知識があつて初めて勉強に、何も知らない人が研修に行って水道技術管理者になれるものではないということを理解お願いします。なのである程度数年水道事業の仕事をした方が水道技術管理者の資格を取りに研修に行くというのが理想かと思っていますが、こちら水道技術管理者はまず1名います。

それと水道管の建設敷設工事においては、水道敷設工事監督者という者が必要になってきます。工事監督者については、こちら水道法でも安平町の条例でも規定しているのですが、監督者になれる実務経験というのがありまして、工業系、工学系の卒業であれば3年の実務経験、短大卒であれば5年の実務経験、高卒であれば7年の実務経験、その他、普通のと言いますか工業系ではない学校を出た方、これは大学、高卒関わらず10年の実務経験が必要になっています。現状ではその水道管の工事監督者ができる者については、現状水道課に2名がいる状態となっています。技術職員の技術の継承という面でいけば技術職員の採用、そして実務経験を積み重ねていくということが必要になっていくの

かなと考えています。以上です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今の安平町の現状がわかりました。計画の進捗状況をお願いします。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 計画の進捗状況ですが、現状は令和4年度に基本計画を作成した中で優先順位を検討して今年度北進配水池の更新にかかる実施設計を委託しているという状況で、この後優先順位を考えながら安平町の水道施設の更新を何から手を付けていくのか、水が足りない場合どうしたらいいのかということを今後検討していく内容となっています。それにかかる財政的な面も含めて検討していくこととなっています。以上です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。令和7年策定ということですので今後もまた状況が変わる可能性があると思います。より実態に即した水道ビジョンの策定をお願いします。

次に水道未整備地域についての質問をします。水道ビジョン第2次安平町総合計画、安平町過疎地域持続的発展市町村計画などに水道未整備地域の解消とありますが、先日の議員懇談会でも農家の方から地下水を使う地域に何らかの補助が考えられないかという提案がありました。地域によっては硝酸態窒素の数値が高いとか鉄分が多いとか様々な違いがあって、それぞれ個人で浄水器を付けたりして水の確保をしています。これから未整備地域に水道を作るとしたら10億のお金がかかると前回の質問の時に答弁いただきました。住民アンケートでは20%しか水道の要望がなかったと聞きました。上水道が無理なら水質検査や井戸を掘る時の費用の一部の助成、浄水器の助成などは考えられませんか。昨年の方でも他の町村の状況を参考にさせていただいて対応したいと思っております。地下水は町も臨空工業団地で使っているからおわかりのように水量に変化があります。今使っている井戸が永遠に使えるとは限りません。我が家も水量が明らかに減っていて、牛は牛の飲み水の確保のため洗濯は夜中にするとか、お風呂は休むとか、牛優先を強いられます。万が一の時のために町の補助金があると安心感が違います。上水道未整備地域の現状はどの

ようになっているか、また、計画はどのようにお考えかお知らせください。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 内藤議員おっしゃるとおり、未普及地域の解消については給水することとした場合には水道施設の建設が必要となり、総事業費としてはかなり大きな事業費になってしまうということから未普及地域の解消が進んでいないというのが現状となっています。水道ビジョンとしては、平成28年度作成時においては営農用水の整備に合わせて道営事業による未普及地域の整備も考えられましたが、内藤議員おっしゃるように整備をする、希望する人の割合が少なかった、低かったことから未整備のままとなっています。水道未普及地域については地下水を生活用水として使用していますが、水量水質に不安がある地域もあることから、水道ビジョンとしては継続して課題の一つとして掲載をしていきたいと考えています。以上です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 水道ビジョンに地域住民からの強い要望があれば生活衛生面の対応をしなくてはならないという言葉がありました。町としてこれはどのようなことを指しますか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの中に地域住民からの強い要望があれば生活衛生面での対応も検討する必要がありますというふうに掲載されています。町としてはもちろん安全安心な水を届けることが水道事業の使命と考えています。ただ、安平町全体の水道事業の中で何を優先していくのかということを考えていくと、現状では町道水道敷設創設から50年経過している施設、水道管も浄水場も配水池もポンプ場も含めてですが、そういった老朽化した施設の更新、こちらの方を今手を付けなくてはならないと、耐震化されていませんでそういった状況になっていますので、安心安全な水をお届けしなければならないとは考えていますが、まだ、いつどのような手法でできるということまでは計画の中では掲載できないというふうに考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 正直な言葉ありがとうございます。私たち地下水を使って、自分の責任でというところが町の税金を投入しながら水道事業が進められている中で公平感がないのではないかなというのを常々感じていますので、そこは配慮していただけるとありがたいなと思います。

今後の展望についてですが、水道ビジョンはこれから10年20年の長期計画になります。ラピダスによる人口増や企業の進出など今後の人口推計は予想が立ちません。どのようなこれから計画か、展望をお聞かせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 具体的な内容についてはこれからの話になってしまうのですが、現状としては水道ビジョンの今後の展望ですが、少子化による人口減少によって給水収益が減少すること、それと水道創設期から50年が経過した水道施設の更新や耐震化、職員間の水道技術の継承、水道未普及地域が存在しているといった、これらの課題に対して計画期間の20年間で何を優先していくのか順位を検討しながら対策を講じていきたいと考えています。内容としては水道施設の更新や財政計画、水道料金の値上げや広域化に関する記述も掲載するものと考えています。なお、水道料金の値上げに関しては令和8年度に住民に説明、議会での説明、条例改正を行った後、令和9年度から水道料金の値上げを行いたいと検討しています。以上です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 安平町は長い間、水について苦勞してきていると思います。このような経緯で料金の値上げも仕方ないのかもしれませんが、そのためには住民への情報公開が一番理解の手段となると思うのですが、現在の水道課としての情報公開はどのようにされていますか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 現状では水質検査計画と各年度の上半期、下半期の業務状況説明書を、こちらホームページに載せるといったことをやっているところです。水道ビジョン作成をこれからしていくにあたりまして、どういった水道ビジョンにしていくのか。そこは住民説明を丁寧に行いながら進めていきたいと考えています。以上です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） それは本当どうぞよろしく申し上げます。私たちにわかりやすい言葉で説明していただいて、住民がそれなら仕方ないねって思えるような説明をぜひお願いしたいと思います。水の問題で安平町が苦勞していますが、でも今回調べたことで、まだ住宅が100件ぐらい増えても水は大丈夫だっということがわかりました。ちょっとそれは聞いて安心したのですが広域化の話もあります。あって当たり前と思う水ですが、これからも安心な水が安定的に供給されることをお願いして水道ビジョンについての質問を終わります。

次、ラピダスに関わる町民の不安についてです。ラピダスの進出について企業の進出や労働者の移住など今後人の動きが安平町でも考えられますが、素朴な疑問として水に苦勞してきた安平町の飲み水がきちんと確保されるのか、住民の方の心配の声を聞き私も同じ疑問を持ちましたので質問します。飲料水の確保について、安平川の苦東の工業用水として確保した枠の中で2万4000トンの水を下流で取水して千歳のラピダスに送るという計画だそうですが、安平川から取水している安平町の影響は町としてどのように考えますか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 飲料水の確保というところについて答弁します。安平町が水源としているのは、まず追分地区は安平川水系普通河川安平川と一部湧水です。早来地区は安平川水系準用河川トキサラマップ川と一部地下水であって2級河川安平川の上流と支流になります。ラピダスが取水する水源については、安平町が水源としている河川の下流にあたる2級河川安平川となり、安平町の水源から取水するものではないということをもまずはご理解願います。また、水利権については普通河川安平川で日1399トン、準用河川トキサラマップ川で日1506トンと必要な水量は確保されており、この水利権に加えて追分地区では湧水が日200トン、早来地区の地下水では日580トンが事業認可されていますので、ラピダスの取水による安平町への影響は無いものと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 苦東の工業用水として安平川の水利権が10万トンあるそうですが、ちょっと私が調べたのが遅くてどの地点の水量でその10万トンと

いう計画をしたのかまだ私はわかっていません。私たちは産廃問題から川の水の調査を年4回していますが、水位はその時の状況で変わるということを知りました。そして流量が減っているという印象を持っています。最新のデータに基づいているのか確認したいと思っています。町としても数字上の安心だけでなく影響についてしっかりと調査して対応してほしいと思います。先ほども申しましたが、今年のような猛暑での水道水の利用量が増え続けた時にどうなるのかなど、今までの気候状況では想定できないことも起きる可能性を考えなくてはならないと思います。

次に農業用水の確保について質問します。安平町では農業用水として安平川から取水しています。安平川下流で2万4000トン取水した場合、農業用水の不足について農民から心配な声がありました。今年も春先に水が足りなくて水田に水を入れるための確保にとても時間がかかりました。川の流量は変わっています。枠内なので安心という北海道の立場に安平町としては何かアクションはしましたか。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） まず農業用水についての基本的な考え方について説明させていただきたいと思います。まず水田かんがい用水についてですが、安平町土地改良区が2級河川であれば河川法第23条に基づき北海道から水利権の許可を受けています。普通河川であれば安平町普通河川管理条例第8条の規定に基づき安平町から水利権の許可を受けています。

畑地かんがい用水についてはシューパロダムを水源とするもの、瑞穂ダムを水源とするものについて各々河川管理者から水利権の許可を受け農業用水を確保している状況にあります。

既得水利権については優先されるものであり、今回ラピダスへ供給する水源は2級河川安平川を水源とする苦工水第2施設からの取水ですが、安平町よりかなり下流に位置していることから営農には影響が無いものと思っています。以上です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。現状、今年のように田んぼに水が入るのがすごく遅かったのですよね。そういう川の水って多くなったり少なくなったりするということを踏まえてよく見ていかなくてはいけないのではないかなというのは感じたし、農業をやっている人たちの不安の声はしっかり受け止めるべきだなって思いました。

安平川流域の環境の変化についてですが、安平川下流から取水した水を千歳まで送る管をこれから敷設されるわけなのですが、この大工事が予測されるのですが、これについて安平町に何か北海道から連絡はありましたか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 苫東第2工水の方からラピダスに向かって苫東工水を運ぶという話ですが、11月に北海道企業局さんが建設課の方に来られまして一応計画上こういう形になっていきますと、これから2027年の開始に向けて工事を進めなければならないのだけれども、その時に安平町内の町道も一部使わせてもらいながらラピダスに持っていきたいというお話があって、それが年明けぐらいから事業を進めていききたいのだけれども、その時に向けてまたそのルートを選定したり、そこで可能かどうかの相談をさせてほしいというお話がありました。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） そういう話を聞くと現実的に水の管が埋まってそこに運ばれるんだなというのが実感しました。今後長い年月取水されることになるのですが、その影響などを長い目で見ていかななくてはならないと思います。ラピダス関連町村で北海道を頭に組織を作って情報共有する場が必要ではないかと思いますが、そのような動きはありますか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 昨日北海道の方から電話が来まして、どういう範囲でどういう内容でどのように進めていくのか全然わからないのですが、昨日電話来まして今日道庁に来てくれというお話がありました。私今日議会があるので出席できないので課長補佐以下担当の方に行ってきてほしいとお話をして今多分会議やっているのかなと思うのですが、その中でどのようなお話があるかはわからないのですが、これから徐々にそういう情報共有が図られるのではないかなと思っています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） まさにタイムリーでちょっと驚きました。水で苦労してきた安平町なので安平町の問題は北海道も把握しているのではないかなと思います。何度でも北海道に困っているというか問題に考えていることなどを伝えながら安平町の立場をしっかりと伝えていかななくてはいけないのではないかなって感じています。私そういう広域な今どんな範囲がわからないとおっしゃったのですが、そういう中から水道の広域化という話もその関係の中から出てきたらいいのではないかな何とか思ってしまったのですが、せっかくのご縁を大事にして安平町がいい方向にいけばいいなと今のお話から感じました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○9番（内藤圭子君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 私からは3件ほど質問させていただきます。初めにラピダス関係についてですが、先月半導体製造の先進地である熊本に行政視察に行かせていただきました。現在、千歳に建設中の次世代半導体製造工場ラピダスや関連企業の立地や従業員の移住定住など今後のための課題調査のためでもあります。そういった意味で少しお話させていただきますが、世界最先端の半導体企業である熊本にできたTSMCを立地した熊本県菊陽町及びその周辺自治体を視察させていただきました。視察した地域の菊陽町は平成2年には人口約2万4000人でしたが30年経った令和2年には4万3000人とおよそ2万人増加していました。その要因としては熊本市のベッドタウンでもあって、また企業誘致によって繁栄したようです。また、合志市及び菊陽町に位置する工業団地セミコンテクノパークというのは半導体関連に特化した企業が進出している工業団地ではありますが、そこがさらに造成されてソニーグループとの合弁会社でJASMとして今回台湾の世界的企業であるTSMCが進出してきたという状況です。半導体関連企業は九州には特に多くて約1000社ぐらいあってシリコンアイランドと呼ばれているような状況となっていますが、その中でも特に熊本県が多くて約200社あるようです。そのような中でTSMCが進出され今後経済効果は7兆円ぐらいではないかという試算もされているようですが、その中で町に与える影響としては高額な固定資産税による税収増と

か大きな雇用の場が創出される、また人口増加に伴って地域が活性化し日常生活における町内経済の活性化といったことが今後も期待されているようです。一方では交通渋滞の拡大とか労働者不足、地下水への影響が懸念されていました。視察先の合志市、菊陽町、大津町はさらに雇用が拡大し住宅事情や交通事情にも大きな影響と直接住民生活に関わる課題が多くあると感じてきました。世界の半導体需要を考えると北海道もラピダスの5兆円の投資により、今後は九州同様多くの半導体関連会社が集うようになっていくと考えます。人口増など大きな期待とともに課題についても将来を見据えて考えていかなければならないと思います。近年、安平町で育った子どもたちは進学とともに町外、道内、道外へと行ってそのまま戻らないで就職していく子が多くて、安平町の世帯あたりの人数を見るとどんどん減り続けて町内の世帯数はあまり減っていないのに人口だけが大きく減少するという事になっているのかなど、最近の人口世帯数を見るとそのように感じています。そういった状況でラピダスはじめ関連会社が来ることで地元に残る子が増えてUターンも多くなるのではないかと期待するところです。視察した中では農業との共存を図りながら進めていただければと思いましたが、九州は面積が小さいけれども農業の盛んな市町村でもそこはうまくやっていると感じたところです。安平町としては企業誘致と移住者受け入れのための準備をどのように進めるかを伺っていきたいと思います。

視察した感想を含め前置きが長くなりましたが、初めの質問として熊本視察に行って半導体関連会社は決定が早くてスピード感があるということから将来像の方向転換をスピード感をもってさらに進めていかなければならないと感じました。それで安平町総合計画の安平町の総人口は減少し続けて2030年には7000人を切って2040年には6000人を割ると、現在そのような将来設計になっていますので、その辺早急な見直しが必要だと思いますが考えを伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問については6月定例会での工藤議員からの一般質問、熊本視察を経てご質問いただきました今回のラピダス関連のご質問になりますが、議員ただいまご質問のとおり安平町総合計画における総人口については計画策定時に記載した国立社会保障人口問題研究所、社人研の将来推計としては6000人を切る推計となっており、当然安平町としてもこうした流れを食い止めるための施策をこの間講じてきたところです。安平町は平成30年の北海道胆振東部地震もあり震災の復旧復興の取り組みを並行して進めて参りました子育て、教育を柱としながら子育て世代に選ばれるまちづくりの取り組みを中心にしながら施策が功を奏し昨年から社会人口の増加や

起業創業者の増加、移住や安平町に土地を求める方の増加など、町としては様々な施策が結びつき人口増加につながる流れが出来つつあります。そうした背景の中で今年5月のラピダス関連の新たな動きから現在に至るまで様々な報道、私も議会の皆様に随行させていただき視察に伺った熊本の3つの自治体を拝見させていただき今後の取り組みに活かしていきたいと思っております。

今回最初にいただきましたご質問に関しては、現在安平町の11月末での人口と世帯数としては人口が7330人、世帯数が4020世帯という状況下にあります。これからラピダスの動きも加味するところではありますが、まずは安平町総合計画基本構想にも記載しています令和8年の目標人口を7500人としていますので、この目標値に向けて取り組みを進めつつラピダスの動きを含めた見直しは今後の推移を見ながら第3次安平町総合計画の中に反映させていきたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 人口を増加方向で見直し、取り組みを進めていくということと少し安心しているところですが、私の質問も性急過ぎると思われるかもしれませんが、もうすでにラピダスは建設が進んでいて関連会社も苫小牧とか千歳、恵庭には決まり始めているようです。様子をうかがっているような状況ではないかと私は思っていますが、将来設計は目標値と思いますし、人口の目標値を決めて動かないと周りからは出遅れてしまうのではないかなど。視察した1市2町は人口が年々コンスタントに上昇していきまして、熊本市近郊の市町村では人口が増加している市町村とそうではない市町村があって、それって勝ち組とか負け組と思われるような感じに受け止められるような状況もあります。そういった意味で、今後は九州がそうであるように北海道が大きく変わる時であると思えますし、その中心地にいる安平町は大きく飛躍できるのではないかなど思っていますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 議員ただいまご質問のとおりラピダスまで最短で15分から20分ぐらい早来地区ですとそういった場所に位置していきまして、大変優位性のあるところですので。今回視察に行った熊本もそうなのですが、都市計画のあるエリア、また追分地区のように都市計画の無いちょうど視察に行った所、3つの自治体を組み合わせたような要素がある大変ポテンシャルのあるエリアですので、ご質問いただいたとおり様々な施策を講じていかなければなら

ない、そういったところにありまして、先般エニックの方でこの経済効果に指数も出ていまして、これからそういったところを分析しながら対策を講じていかなければならないなという思いはありつつも、ただ一方ではこのプレスリリースが出てきているというところが何か根拠づいたというか、ラピダスに対する建設資産では経済効果は出せるのですが、今現在ソフトバンクさんのデータセンターであつたり千歳市のガス、運送、半導体事業はこうした2つのところから進みながら徐々にということです。今試算で出てきているIIM-1、これができる時の試算として見ている時にも従業員ベースでいきますと1500から1600人ぐらいのベースで見えていまして、企業誘致も当然そうなのですが、そういった人たちの受け入れをしていくという考え方の前に現在子育て世代に選ばれ、子育て施策が功を奏して人口が増えてきているところがありますので、現在アパート施策でしたり、現在の土地利用の計画なんかも9月の補正予算も議決いただきながら、今年度中にそういった全体的な作りをしながらこれから取り組んでいきたいと考えていますので、様々な動き、要請に応じまして今後庁舎内で連携しながら取り組んでいきたいと考えているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ラピダスは半導体を作る製造工場ですが、今製造工程が大量の水を使うということでよく話題になっていますが、生産が始まると約1000人を超えるといわれる従業員がいて、またその他関連会社は、その製造工場でする多くの設備、装置、精密機械とか検査装置とかそういったものを作る企業が多くて、メンテナンスをする多くの企業が集結すると聞いています。今回訪問した菊陽町でいうと、大きな会社だけで2500人ぐらいの従業員がいらっしやると聞いています。そういった企業が20社ぐらいセミコンテクノパークといたところに位置していますが、そういったことがいっぺんには来ないと思いますが徐々にそういった企業が増えてくることは予想できるのかなと思います。そういったことで関連会社合わせると従業員が1万人前後になるのではないかと聞いていますけど、安平町にもそういった企業が来てくれて移住者が来て人口が増加することに期待が膨らむところです。そういった中で安平町は人口の目標値をしっかりと設定してそれに向けて今後何か必要になってくるのかを明確にしていく必要があるのではないかと考えます。熊本の視察先でも人口増加によって起こった土地不足や住居不足、道路渋滞、学校の教室不足などが、そういった問題点について私たちも将来を見据えて先手を打っていく必要があるのではないかと考えていると思いますが、そういったところの考えを伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問になろうかと思いますが、現段階では結論づけた目標人口の議論とまでは至っていませんが、平成18年3月の合併時の人口が9355人となっていて、様々な要因における時点修正などを整理していきますが、まずは合併時の人口を一つの目標値として担当としては持っています。ただ、現在特に早来地区の土地や住宅問題が表面化しており、町での土地造成や行政報告でも報告させていただきました北海道銀行様、株式会社常口アトム様との包括連携協定などもこうした課題に対する取り組みの一つです。また、現在作業中ですが都市計画マスタープラン、立地適正化計画に合わせながら作業を進めています安平町土地利用検討業務としてラピダス関連の企業様や従業員の皆様に提供していくための町内における土地利用の整理も行っているところです。まだ全体像が見えないラピダスへの動きとしては、現在できる範囲の中で庁舎内の情報共有、北海道や千歳市1市4町での連携も図りながら必要な対応については案件ごとに横断的に且つ安平町単独でも行っているところです。視察から得ました様々な課題の認識は町として持ちつつも、現在の後期計画の事業推進と合わせて都度時点修正をかけながら課題に対する議論をしていきたいというふうに考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 10年後20年後30年後を想定して、まちづくりや学校や子ども園の在り方など今大きく変わろうとしているような状況だと思っておりますので、そういう状況において早来学園とか追分の小中学校とか生徒数増加の限界点はどこなのだろうとか、今から段階的に考える必要があるのではないかなと私は思っていますが、その中で住宅地は十分かとか道路整備はどうなのかとか、今が大事であると思えます。トヨタ北海道が30年以上経ちますか、沼ノ端にできた時に沼ノ端駅周辺の住宅事情って大きく変わったのですよね。その近隣である安平町の隣にトヨタ北海道の20倍もの投資される企業が操業するというので、その変化が想像つかないところがありますが、今から考えていかなければならないのかなと思います。

そういう意味で次の質問に行きますが、今後の対応として人口増加を想定し町をどのように作るかということで、工業団地とか商業施設用地とか住宅地等を確保するような考えを伺いたいと思えますが、企業は現時点工業団地等を探していてすぐに契約できることから決まっていくと思えますので、そういった場所があるかどうか確認したいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ただいまのご質問に関しては（１）のご質問の②の回答に一部重なるところがありますが、現在町内４地区の土地利用の整理を行っていきまして地区ごとの特性や現在の状況など加味し庁舎内で打ち合わせを行うなど現在検討しているところです。工業団地については現在無いということもありまして、町としては苫東の３期計画に合わせながら北海道や株式会社苫東と一体とした取り組みとして遠浅地区の苫東用地への誘致活動をしていく考えで、北海道にも現在土地利用に関する相談なども担当者レベルで行っているところです。商業施設住宅地については、国が進める町のコンパクト化を念頭に置きつつも必要な施設の配置、再配置は検討していかなければならないという認識です。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○１番（工藤秀一君） 今回視察した合志市とか菊陽町というのはベッドタウンとはいえ黙って人口が増えたわけではないようです。菊陽町では５０年あまりの期間に数回の土地区画整理事業を行って住宅地の形成に取り組んでいます。その結果が継続的な人口増加に結びついているようです。菊陽町のセミコンテクノパークは、その半導体関連企業が集結した工業団地で２０以上の工場が整備され、その中で先ほども言いましたが半導体製造装置のメーカーの大きな会社があって、さらに拡張してＴＳＭＣの顧客であるソニーがその隣にＪＡＳＭを建てたように、工業団地を持っていることで建設が実現したようです。このセミコンテクノパークは１９９８年に企業が１社進出してから企業が集まりだしたようですが、必ずしも順調ではなかったようです。それから２５年以上経った今の繁栄がありますので、何も無いところに集まったわけではなく呼び込んだんだなと感じました。場所があって企業が進出し移住者もついてくるということだと思います。安平町内にその企業誘致できる場所は現在どれぐらいあるのか伺いたいと思います。移住者を受け入れる住宅や分譲地の目途はどのぐらいあるのでしょうか。いかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ただいまのご質問に関しては、後ほど後段の方のご質問と被るところもありますが、今現在安平町としては工業団地としては完売していることもありまして、苫東の計画に沿いながら遠浅地区の約３０haぐらいある土地を連携しながら取り組んでいきたいところがありますが、現在未

整備地域という課題もありますので、そういったところの課題点なんかも先般、道の担当者の方とも情報共有をしながらラピダスを受け入れる体制ということで連携した取り組みを毎週していきたいというお話もさせていただいたところ。後ほど後段の方でのご質問でも出てこようかと思いますが、追分地区に関しては工場適地という所がありまして、現在農地活用しているところではあります、農地の課題も視察の3町の中でも出てきましたが、適地指定しているところが約10ha以上まだ土地としては残っていますので、この活用についてはどのような形でということはあるのですが、そうした土地をまず利活用できる土地を優先的に進めていきたいと考えています。

住宅地については、まず一番の課題が早来地区ということもありまして、今回北海道銀行様、常口アトム様と連携協定を結ばせていただきまして、今現在土地不足というところにアプローチするための調査もやりまして、今日段階で13戸分ぐらいの情報もいただいていますので、こうした情報を住宅を求められる方にまずは提供していければ。その上で先ほどもご説明させていただきました土地の利用の計画、これ4地区ごとにその土地の状況であったり特性がありますので、そこに合った形での計画、考え方をまとめていきたいと考えていますので、まずはできるところを一つ一つ今積み重ねているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も質問順番誤ってしましてすみません。それで昨年9月の議会で市街化調整区域の見直しについて質問をさせていただいたのですが、その時はラピダス以前のことで状況が大きく変わったのでその考えについて伺いたいと思います。

菊陽町と合志市は熊本市と都市計画に入っていて、工業団地を作る際苦慮してきたと、変更するのに多くの費用と年数がかかったようです。そういう意味で早来地区は新しい市街化を検討して市街化調整区域の見直しをしてはどうかと思いますが、そういった考えについて伺いたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ただいまのご質問になりますが、都市計画上の市街化調整区域の見直しについては、合併後もこの課題についてこの間議会の一般質問においてもいただいた場面があったかと思いますが。現在早来市街地にも利用可能な町有地は少ないものの民間の土地はまだ存在しており、そうした中での市街化区域の拡大は難しいものと考えています。先ほどもご答弁の中でさ

せていただいた北海道銀行様、常口アトム様との連携事項の一つとして取り組んでいます空き地、空き家の調査でいくつか、今日段階で13ぐらい提供できる物件も出てきていますので、そうした物件を民間不動産会社で扱っていただいたり、安平町のホームページ上で掲載しています北海道のびのび暮らし、空き地空き家バンクに掲載していくなど、まずは市街地に住宅や商業施設建設につながる誘導施策を講じながら将来的な人口増加を見据えながら対応していきたいというふうに現時点では考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今回、視察先である大津町は都市計画に入っていないので市街化調整区域がありませんでした。人口増加は昭和50年には本田技研が進出し関連企業も進出して昭和60年に入って町に工業団地を作って主に半導体関連の企業が集まったようです。それ以降も半導体関連の企業が進出してコンスタントに人口が増加していったと。現在は工業団地に空きがないということで不動産に直接声掛けして土地を探して進出されている企業がほとんどだそうです。民間に頼っているのが現状と担当者の方も言っていました。これに該当するのが、今お話があった追分地区は市街化調整区域が無いので工場など建物が逆に乱立しないような誘導が必要と考えていますが、そういったことは考えているのでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 3つ目のご質問になりますが、追分地区は合併前から都市計画区域ではありませんでしたので、合併後においても都市計画上の線引きも無く、視察先の大津町が同様の町でありました。追分地区は鉄道、高速などの交通面での利便性の良いエリアでもあり、現在の北海道バレー構想だけではなく北海道全域での半導体ラピダスサプライチェーンで考えた時には優位性のあるエリアだと考えています。現在追分地区には工場適地がまだ10ha以上ありますので、まずは最初にそういった土地へのご案内を考えています。また、市街地含めた様々な建設需要が今後出てくることも想定されることから、引き続き関係機関や地元の商工、建設業者の皆様と連携や、議会の皆様との情報の共有などを図りながら取り組んでいきたいと考えています。最後に工業団地の造成や住宅建設等の定住対策など、いずれの議論をするにあたって一番の当町の課題はこの間も出てきました水の確保だというふうに認識しています。この課題をしっかりと念頭に置きながら対応していく必要があると考えています。以上です。

[工藤秀一議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 今、水の話がありましたが。この水の確保が一番の課題だということですが、これは例えば人口が先ほど言っていた合併時の人口に戻ったとした時には水の不足であるのでしょうか。

[谷村水道課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 今年の夏の猛暑の渇水期の時であれば100件から200件ぐらいの戸数に給水をする事は可能です。あ、それは水利権の範囲の中です。

[工藤秀一議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 今政策推進課長の方から一番の工業団地とか住宅建設誘導等をした時に一番の当町の課題は水の確保だと認識しているというお話でしたが、工場がいくつか建って人口が例えば合併時の9300人とかになった時に安平町の水は不足するのですかという質問なのですけど。

[渡邊政策推進課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 水の問題というのは、この町にずっとついて回ってきている問題なのかなと思っています。また、ご質問の最後の方で追分地区と早来地区の課題も出てくるのかなと思っています。追分地区については人口規模というか上水道から今提供できる水道としては、多少なりの余力はあるのかなと思っていますが、早来地区の給水部分については一つ課題がありまして、合併時9500ということでありましたが、先ほど内藤議員からのご質問の中でも出てきたとおりなかなか水が減ってきている、枯渇してきているというような課題が無いわけではないので、そういった状況とか合併平成18年から変化しているところもありまして、取水の確保もあります。
企業誘致の考え方からいきますと、もともと水道と水の不足分はあるのですが、どういった企業様が安平町に対して立地いただけるかにもよるかなと思っています。現在、苫小牧地区の方では運送関係は、これは必ずついてくる事業ではあるのですが、そういった事業所であれば事務所的な動かし方になります

のでそうした大きな水量は使われないのかなとは思っていますが、水の半導体関係だったり水の多いところになりますと、そういった協議が必要な部分があります。特に早来地区については工業団地は現在無いところもありまして、遠浅エリアの苦東様の所有している土地の中で協議ではあるのですが、まだ水道が供給されていないエリアという課題もありまして先月ぐらいに北海道庁様とも課題の共有認識を持っていただきたいということで道庁様の方がお越しいただいた時に課題観含めてお話をさせていただいたところですので。この後、今経済効果試算ということでIIM-1に合わせて20社程度、IIM-2含めると70社程度ということで試算を出しているのですが、試算を出した側でも企業が決まっていなといいますか、熊本と違うというところのベースもありますので、この後こういったお話に沿いながら色々検討をしていく対応していく、そういった進め方になるのかなと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。様々な課題があると思いますが、企業が工業団地を探していく中で立地条件と価格が大きいのではないかなと思って。安価なところと言えばこの近辺では安平町になるのかなと思うので、ぜひ誘致の方をお願いしたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。次は労働力不足についてということで、町内タクシーが無くてとても不便しているとか、大雪が降って除雪の手が足りなくなるとか、草刈りも高齢化して不足しているとか、町内の介護士、看護師は今後不足にならないのだろうかとそのような不安の声をよく耳にします。新聞報道などを見てもこれは安平町だけでなく、どこの自治体や企業も人手不足感は拡大しているようです。やはり少子高齢化と人口減少が大きな要因と思いますが、労働力不足は今後ますます深刻になるようです。

全体に人手不足している今後の考え方について質問させていただきます。初めに公共交通の運転手不足対策についてですが、現状安平町内は運転手不足によりタクシーが無いという不便をしているなか、循環バスやデマンドバスについても土曜日曜は運行していない状況でもあり、高齢化により免許証を返納する方も増え、住民から移動手段の不便さの声もよく耳にしています。これも安平町だけでなく全国的なことで、公共交通の維持や利便性向上に向け運転手不足や残業時間に上限規制を導入する2024年問題など課題が山積しています。隣の苫小牧市では自動運転バスの実証事業も進めており、将来を見据えて効果を検証している報道がありました。都市部においても運転手不足は深刻のようです。

1つ目の質問ですが、現状国会でも議論されているライドシェアについてですが、奇しくも政府が来年4月から大幅に解禁する方針を固めたと昨日報道が

ありましたが、ただ質問内容、答弁内容にあまり変わりはないと思いますので、このまま進めさせていただきます。ライドシェアは個人が自家用車を使って有料で乗客を運ぶもので、俗に言う白タクです。新制度導入に向けた新法制定や関連法改正の声が上がっていますが、今後法律が改正され解禁した場合に安平町で実施することについて考えを伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありましたライドシェア導入が解禁された場合、法律改正が行われた場合、安平町としてどのような考え方があるのかについてお答えします。今日の北海道新聞でも記事が掲載されていましてので、その掲載内容を引用しながらお答えしたいと思っています。本日の北海道新聞の1面で報じられていた部分ですが、ライドシェアを4月解禁していくと。その考え方はタクシーが不足する地域や時間帯に限定する形でタクシー会社の運行管理のもと本年4月から一部解禁する方針を固めた一方、全面解禁に向けた法整備については来年4月以降に検討する見通しが報じられたところではあります。こうした新聞報道を受け、改めて国段階での議論のベースとなっている考え方についてはドライバー不足の影響により既存の公共交通機関では移動が困難な地域においてライドシェアは移動方法の新たな選択肢になりえる存在として期待されているものの、その前提には既存ハイヤーとの共存共栄が重要であると捉えているところです。つきましては、今後法律改正が行われ安平町での導入に向けた検討が必要となった場合には、既存の公共交通機関との役割分担、共存共栄をベースにドライバーの確保状況、ライドシェアを必要とする方といった利用者需要の見極め等、総合的な観点から検討することが重要であると考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 内容からして安平町も追分に1台走っていますけれどもなかなか十分早来地区等には利用されない状況なのかなと思いますので、こういったライドシェアも十分活用できるのかなと思いますので、どうかご検討のほどお願いしたいなと思います。

また2番目ですが、有料ではなくて金銭のやり取りを実費、ガソリン代とか高速料金などの範囲内に制限した無償のライドシェアは全国的に利用が広がっているようです。これはアプリなんかでドライバーと同じ目的地に移動したい人をつないで相乗りでドライブを支援するといったものですが、このライドシェアのアプリで同乗者を募って、これらの費用を乗っている人全員で割り勘に

すると。このような取り組みについての考えを伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました無償型のライドシェアの導入について、どのように考えているかについてお答えします。これも今日の北海道新聞の総合紙面、3面なのですがそこでとてもよく整理されていましたのでその内容を引用しながらお答えしていきたいと思っています。

議員からご質問のありました全国の先進地で取り組みが始まっている無償型のライドシェアは一般的にはタクシー運賃よりも低料金で利用できることが利用者にとってのメリットであり、移動距離が長くなるほどその効果も大きくなると言われていています。また、ドライバーにとっては、すでに保有している車輛を活用できることとガソリン代の経費を節約できるといったメリットがあります。その一方、利用者側としては住民ドライバーに対する身元の信用性、車輛の管理状況、事故が発生した際などにおける補償などこれら利用者を敬遠する不安要素に対する法整備が整っていないことがデメリットとして挙げられます。また、ドライバー側についてはボランティアや個人事業主の副業としている方が多いとされており、安全や保障の問題だけでなく収入が多くないなか、いつ呼ばれるかわからないという待機時間の問題、またインターネット経由での単発的な働き方などがデメリットとされています。

本日の北海道新聞の記事の内容については既存交通との共存課題ということで、道内のライドシェア導入先進地である天塩町と中頓別町の取り組みとその課題が丁寧に記事として整理され報じておりました。その中では住民の善意頼みの運用は持続性に課題を残す、ライドシェアがタクシーの補完的役割を果たすような運用が望ましい、地域のタクシー会社を共倒れさせないような必要な制約もある、見極めが重要だと関係者の声が掲載されていました。これらのことから無償型ライドシェアの取り組みについては運用面の課題が多い現状にあり、現在もこの課題解決に向けて北海道天塩町、神奈川県三浦市等といった先進地域において実証を進めているところですので、引き続き全国的な動きに注視しながら安平町の公共交通の実情に合うような取り組みになるか、総合的な観点から検討することが重要と考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 企業でやっていた事例ですが、従業員が自家用車等出張をする場合に、企業でも実費支給で借り上げて出張する場合があって、そういう人というのは登録制になっていて任意保険とか免許証は全部会社の方で管

理していると。当然任意保険を更新したら更新した書類を渡したり、免許証を更新した時に、期限もわかりますのでね、そういったものを管理したり。あと出張した先の距離とか計算してガソリン代として1 kmいくらかかって計算式作ってやっているのですね。それを、そういうことが最低限必要なことなのかなとは思いますが。そういったものを登録制にしてやればどうなのですかね、自治体でもできるような気がするのですけど。色々法律面調べることは多数あると思いますが、いかがでしょうか考え方として。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 無償型のライドシェアについては工藤議員がおっしゃるとおり、気軽に有志によってパッとできるというそうした気軽さが一つメリットとして挙げられます。そうした観点では特に早来地区でもそういうことできないかのご相談を受けたケースもあります。その一方でデメリットとしては、その方の善意頼みになりがちだと。もしくは手が挙げた時に必ず対応できるか、その人自身が体調不良の時にどのようなケアができるかと。そうしたこともあるということで、そうしたことも説明しながら持続的な取り組みとなるような観点を一つ持ちながら安平町に根付けるような取り組みにしていけるかどうか、そんなところを検討していきたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 一つ確認ですが、例えば10人ぐらい登録してその10人が常に自分の移動、明日ここ行くよ、明後日あっち行くよとか、札幌行くよとか追分行くよとかってというのがわかって、乗りたい人がそれを見て、乗りたい人も登録していて、業者が承認している状況であればそういったことができるのではないだろうかと思いますが。例えばMONETのバス予約なんかどうなんですかね、利用したりできないのかなど。例えば登録した人が行き先を常時登録しておくということをすれば、それを見て私乗りたいわとか、そこに行くなら私も行きたいわとかって複数が来ても人数割りすればいい話なので。そういったことが可能かどうか検討をいただければと思いますが、今回答できればお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今工藤議員おっしゃってくれた仕組みについては、

今日の道新の3面でもあった天塩町がそうした取り組みを今、先行自治体としてやっています。アプリ上に登録して運転手、その方が行ける日程を入れますと先に登録している利用者の方が特に稚内まで長距離をかけるという取り組みらしいのですが、運用していることが先進事例として流れていて、その内容の一部が掲載されていました。その部分の実態として書かれていたのが天塩町については登録ドライバーが30人いるけど実際の運転は3人に偏っていると。そうしたところが課題としてあるというようなことが報じられていたので、こうした案件を参考にしながら検討していきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今新聞報道による事例について説明がありましたが、実際のデメリットの中でも保険だったり車輛の点検といったところはやり方によってクリアできてくるのかなと思っていましたが、私が一番心配するのは現在追分ハイヤーがあって、そこの先ほど共存共栄と言いましたが、こういったライドシェアをすることによって公共交通の計画に基づいて今それでも大変な中やっている、その仕組みが崩れていく。そこが崩れて最終的に元に戻そうとしても、そこはさらに困難さが増すということもありますので、今は早来地区の、まだハイヤーが稼働していませんが二種免許の取得の経費の負担を軽減するとか、これは以前にも説明したとおりですが、そちらの方向をまずは基本としながら先進地の情報の収集をしながら常に研究していくということは必要だと思いますけれども。だからといって、すぐ安平町で導入に向けて検討していくというような意味での検討ではないと思いますので、まだスタートを、一部していますけど法整備がこれからということもありますので、そういった実態をきちんと把握をしながら安平町ですべき施策が何なのか、そのMONETの予約システムの仕組みだとかもなかなか今利用が低迷していますので、それを来年度に向けて改善していく今打ち合わせもしている最中ですので、既存の仕組みの中の見直しをまずは優先して行っていきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。他の公共交通との兼ね合いもあるとは思いますが、その辺色々検討事項が多いとは思いますが、住民が困っている状況もありますので、どうかご検討のほどよろしくお願ひします。

次の質問ですが、リクルートワークス研究所が公表した未来予測によると、需要と供給の両面から試算した労働力の不足分というのは2030年には341万

人、40年には約1100万人まで拡大するとして国民生活に必要なあらゆるサービスに打撃を与えかねない規模である、都道府県別では東京以外の全道府県で労働供給が不足するとしております。未来予測では4つの解決策を提案していますが、1つ目まずは徹底的な機械化自動化。徹底的な仕事の自動化をしなければ生活維持、サービスが提供されなくなると指摘しています。2つ目3つ目4つ目とかは外国人の登用とかが書かれていますけれども、まずは徹底的な機械化自動化ということが言われているところです。将来的には人工知能のAIとかロボットを含めて労働力と捉える重要性を訴えています、今が労働力不足のそういった節目にあるのかなと思います。そういう意味で様々な面で機械化しなければならないのかなと思っています。そういうなか環境というか除雪とか草刈りのシルバー人材及びそういった業者の人員というのは現状どうであって、また今後、高齢化が進んでボランティア人材が減少してシルバー人材の負担増になっていないかということで、町として除雪機とかの機械化の促進について考えを伺いたいと思います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 私の方から安平町シルバー人材センターに関するご答弁を致します。現在町が管理します公共施設を中心に除雪、草刈りなどの業務を安平町シルバー人材センターへ委託をさせていただいていますが、シルバー人材センターにおいても会員の高齢化が進んでいること、新たな会員がなかなか見つからないといった現状にあることは認識をしているところです。安平町シルバー人材センターとは不定期ではあるものの委託業務についての打ち合わせや作業に要する時間設定などについても協議をさせていただきながら進めているところです。

機械化の促進についての考えですが、シルバー人材センターに実態をお聞きしますと、除雪機などについては現在も全てではありませんが機械を使用しながら担っていただいております、場所によっては会員ご本人が所有しているものを使っただけ、燃料代をシルバー人材センターが負担しながら業務を行っているとのこと。また、おおまかなところは機械を使うものの、どうしても玄関先などは人の手で雪を掻き出す必要があることから、機械が不足しているという認識ではなく実際に作業を行う人手の不足が何よりも課題であるとお聞きしました。町としては機械化だけではなく雇用を含めた支援策を考えていく必要があると認識しています。参考までに申し上げますと、地域支え合い活動推進事業交付金の中でボランティア事業のメニューの中で高齢者、しょうがい者世帯への除排雪支援ということで年間5万円以内という交付金を活用されている自治会町内会のご協力もありますが、行政だけではなく近隣の住民の方のご支援も必要であるという考えも持っています。以上です。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 私の方からは業者の人員は十分かというところでお答えさせていただきます。建設課が発注する草刈り業務や除雪業務については現在のところ人員は確保できています。ただし、全国的にはすでに労働力不足と言われ、外国人労働者を雇用したり女性が進出しやすいよう女性が働きやすい環境づくりが行われたりしています。当町においても、いずれはそのような時期が来るものと思われれます。以上です。

[工藤秀一議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。やっぱりどこも人手不足なんだなというのが実感であります。様々な対策とか検討をして参りたいなと思いますが、色々問題点もあると思います。設備っていうのは結構進化していますので、掃除機みたいに行くかどうかはわかりませんが、掃除機なんか自動で掃除する機械もあって、そんなのが除雪とか草刈りに使えるようになればいいかなと。農家もリモコンというかMCで動くものもありますし、そういった進化を見ながらそういうものがあれば登用していただければと思います。

次の質問ですが、介護従事者や看護師の人員についてはいかがでしょうか。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず初めに安平町の人材確保にかかる現状から説明させていただきます。安平町の介護人材確保における対策は介護職員就学支援事業及び外国人介護職員人材確保等補助金交付事業、介護人材バンク登録事業、介護の仕事魅力アップ推進事業、社会福祉協議会主催の介護職員初任者研修、栗山町との自治体包括連携協定における8自治体の情報交換会を行っています。

介護事業所における外国人の受け入れについて、現在10名の方が各施設の介護職として従事してまして、令和5年度に外国人介護職員人材確保等事業補助金交付要綱を策定し介護人材確保の外国人受け入れの推進に資する事業として実施しています。外国人介護士看護師の関係については、今のところ雇用の見込みはないものと伺っています。

日本の介護人材確保を取り巻く状況は少子高齢化による生産年齢人口の減少が顕著となり需要と供給のバランスが崩れており、介護業界のみならず各業

種において人材確保の奪い合いとなっている状況があります。加えてラピダス進出による介護人材の流出においても懸念しているところです。外国人の雇用についても24年ぶりとなった円安水準や長引くデフレによる低成長の影響で先進国の中でも魅力ある賃金水準となっていないこともあり、静かに日本離れが始まっていると言われていました。

現在第9期介護保険事業計画を策定中であり、このような状況を踏まえた施策を盛り込むことも検討していきたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。介護人材としては私も一部外国人登用されているところをお聞きして、非常に優秀であるとの話を聞いていますので、そういったところの拡大が今後検討していただければありがたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。心臓発作を起こした人などを救命するAEDは一般人でも使えるように作られた機器ですが、国内公共施設とか学校などに設置されていますが、AEDを使用する際は傷病者の胸部の素肌に電極パッドを貼り付ける、そのため女性に対しての使用をためらうケースがあるようです。一刻を争うことなので三角巾があれば胸部が人目に触れずにAEDを使用することが期待されます。三角巾をAEDのケース内に配備したらどうかと思いますが考えを伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） AEDを使用する際には胸部に電極パッドを取り付けるため肌が一部露出することとなり、使用する側も躊躇してしまうと言われています。これについては今後AEDとセットで三角巾等のプライバシーを保護できるようなものも一緒に配備するよう検討して参りたいと思っています。なお、一般的な白い三角巾ですと透けてしまうということも考えられますので、そういった部分も含めて検討していきたいと思っています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。2019年度のデータではAEDは年間に1300件以上使用され救命されているとのこと。誰もが安心して使用できるよう配備されるようお願いいたします。以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とします。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会 午後 4時40分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
